

平成 29 年度 卒業論文

自衛官という仕事

—存否をめぐる意見とライフヒストリーに関する考察—

北海道教育大学教育学部旭川校
教員養成課程 社会科教育専攻 社会学ゼミ
4307 原田竣史

目次

はじめに	1
第1章 自衛隊の概要	
1-1 歴史	2
1-2 組織の体制	4
1-2-1 陸上自衛隊	5
1-2-1-1 教育訓練	6
1-2-1-2 職種	6
1-2-1-3 主要な拠点の分布	9
1-2-2 海上自衛隊	9
1-2-2-1 海賊対処行動	10
1-2-2-2 国際援助活動	10
1-2-2-3 職種	10
1-2-2-4 主要な拠点の分布	13
1-2-3 航空自衛隊	13
1-2-3-1 対領空侵犯に対する措置	13
1-2-3-2 国際緊急支援活動の取り組み	14
1-2-3-3 職種	15
1-2-3-4 主要な拠点の分布	18
1-3 活躍と成果	18
1-3-1 国際平和協力活動	18
1-3-2 災害派遣	20
1-3-2-1 東日本大震災	20
1-3-2-2 熊本地震	20
1-3-2-3 九州北部豪雨	21
1-4 予算と定員の推移	21
1-4-1 防衛関係費の推移	21
1-4-2 定員の推移	22
第2章 自衛隊に関する憲法と制度	
2-1 憲法第9条	23
2-1-1 平和主義と第9条	23
2-1-2 憲法制定から自衛隊創設まで	24

2-2	憲法制定からの世論の推移	26
2-3	憲法 9 条に関する判例	27
2-3-1	警察予備隊違憲訴訟	27
2-3-2	砂川事件訴訟	27
2-3-3	恵庭事件訴訟	30
2-3-4	長沼事件訴訟	30
2-4	自衛隊法	32

第 3 章 自衛隊に対するイメージ

3-1	内閣府の世論調査	34
3-1-1	自衛隊・防衛問題への関心	35
3-1-2	自衛隊に対する印象	35
3-1-3	防衛体制についての考え方	36
3-1-4	自衛隊の役割と活動に対する意識	36
3-1-5	防衛についての意識	37
3-1-6	日本の防衛の在り方に関する意識	38
3-2	大学におけるアンケート調査	39
3-2-1	仕事について	39
3-2-2	私生活について	42

第 4 章 自衛官の実態

4-1	仕事	47
4-1-1	志望動機	47
4-1-2	やりがいを感じる事	47
4-1-3	辞めたいと本気で考えたことはあるか	47
4-1-4	理想と現実のギャップはあったか	48
4-1-5	入隊時に掲げていた目標はあるか	48
4-1-6	最もやりがい・苦労を感じた経験	49
4-2	私生活	50
4-2-1	親族に自衛官はいたかどうか	51
4-2-2	休日はどのように過ごしているのか	51
4-2-3	結婚しているか、夫・妻は自衛官か	52
4-2-4	子供は何人いるか、子供を自衛官にしたいと思うか	52
4-2-5	休日や給与面で自衛隊に不満を感じることはあるか	52
4-2-6	私生活においても自衛官（事務官）同士の付き合いはあるか	52

第 5 章 まとめ	54
おわりに	56
謝辞	56
参考文献・参照 HP	57

はじめに

私は今年度の 5 月に航空自衛隊幹部候補生試験、曹候補生試験、自衛官候補生試験の 3 つの試験を受けた。きっかけは、もとより公務員志望であったということもあり、その中でも公安職や体力を活かすことのできる仕事に就くことを志望していたことにある。結果的には 3 つの試験に合格することができたが、他に第一志望であった消防士に合格したため、自衛官は辞退するに至った。しかし、今までの人生の中で自衛隊と関わりを持つ機会に恵まれなかったために、自衛隊に関する知識がほとんどない状態から試験が始まり、2 次試験対策として自衛隊について調べていくうちに、自衛隊という職業の特殊性に惹かれていき、とても興味を持つようになった。10 月末には東京の市ヶ谷にある防衛省で行われた幹部候補生合格者懇談会において、防衛省内の見学などの貴重な経験を通じ、この論文を作成することを決断した。

この論文を作成するうえで、教育大生を対象とした自衛隊に関するイメージ調査や、直接地方協力本部に赴いて自衛官の方々へのインタビューも実施した。そのため、この論文では主に身近な実態として自衛隊が社会からどのような意見を持たれているのか、また、自衛官自身が自衛隊に対する世論や現在の仕事内容に対してどのように考えているのかという点についてまとめ、そこに対して筆者自身が考察を加えていくという形式をとりたいと思う。

第 1 章では、自衛隊という組織が戦後に発足してから現在に至るまでの歴史と組織自体の概要について述べていきたい。主に、陸海空の各自衛隊の特徴やこれまでに自衛隊が行った業務の実績やその活躍についてまとめていく。

第 2 章では、自衛隊に関する憲法やその他の制度について述べていく。内容としては、憲法第 9 条の概要と憲法制定から自衛隊が創設されるまでにどのような経緯があったのかなどについてまとめていく。

第 3 章では、北海道教育大学旭川校の学生（院生含む）を対象に行った自衛隊に関するイメージ調査について、内閣府の行った調査と比較しつつ考察していく。

第 4 章では、旭川地方協力本部において行った自衛官の実態を調べるためのインタビュー調査の中身をまとめていく。

第 5 章では、第 4 章までに記述してきた内容に触れつつ自衛隊の今後の望ましい在り方や自身が論文を作成するうえで持った意見や気づいた点などについてまとめていく。

第 1 章 自衛隊の概要

1-1 歴史

陸上自衛隊は 1950 年の朝鮮戦争勃発時、GHQ の指令に基づくポツダム政令により警察予備隊が総理府の機関として組織されたのが始まりである。同時期、旧海軍の残存部隊は海上保安庁を経て海上警備隊となり、その後警備隊として再編した。1952 年 8 月 1 日にはその 2 つの機関を管理運営のための総理府外局として保安庁が設置された。同年 10 月 15 日、警察予備隊は保安組に改組した。そして 1954 年 7 月 1 日「自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取り扱い等を定める」（自衛隊法 1 条）自衛隊法が施行され、警備隊は海上自衛隊に、新たに領空警備を行う航空自衛隊も新設され、陸海空の各自衛隊が成立した。また、同日付で防衛庁設置法も施行されている。

1954 年に警察の補完組織だった保安隊、警察予備隊が国防を任務とする自衛隊になった時、新任務にふさわしい宣誓が求められたが、全隊員の 6% の約 7300 人が宣誓拒否して退官した。また、各自衛隊統合運用のため統合幕僚会議も設置され統合幕僚会議議長がこれを統括したが、2006 年にはより広範な権限を持つ統合幕僚幹部に組織替えとなり統合幕僚長がこれを統括することとなった。冷戦期は専守防衛の枠内で日米安全保障条約に従って在日米軍の日本防衛機能を補完する役割を担った。ポスト冷戦期の 1990 年代からは国連平和維持活動（PKO）などのため、海外派遣が行われている。

表 1-1 これまでの自衛隊の活動の流れ

年	国内外情勢	陸上自衛隊の活動
1950 年	・警察予備隊発足 ・朝鮮戦争勃発	
1952 年	・保安隊創設	
1954 年	・自衛隊創設	・予備自衛官制度創設
1959 年		・伊勢湾台風災害派遣
1960 年		・方面管区制施行
1962 年	・キューバ危機	・13 師団体制完成
1963 年		・38 豪雪災害派遣
1964 年	・東京オリンピック	
1971 年		・零石墜落災害派遣
1972 年	・札幌オリンピック	
1976 年	・防衛大綱【基盤的防衛力構想】 ・函館空港ミグ強行着陸	・酒田市大火災害派遣
1979 年	・ソ連・アフガン侵攻	
1981 年		・統合演習/日米共同演習開始 ・56 豪雪
1985 年	・日航機墜落	・日航機墜落災害派遣
1989 年	・昭和天皇崩御	

1991 年	・ ソ連解体/冷戦の崩壊	・ 雲仙普賢岳噴火災害派遣
1992 年	・ 国際平和協力法成立	・ カンボジア PKO (初の PKO)
1993 年		・ 北海道南西沖地震 ・ モザンビーク PKO
1994 年		・ ルワンダ国際救援隊
1995 年	・ 地下鉄サリン事件 ・ 阪神淡路大震災 ・ 防衛大綱【基盤的防衛力構想】	・ 地下鉄サリン事件災害派遣 ・ 阪神淡路大震災災害派遣
1996 年		・ ゴラン高原 PKO 開始
1998 年	・ 長野オリンピック	・ 即応予備自衛官制度創設 ・ ホンジュラス国際緊急援助隊
1999 年	・ 北朝鮮工作船領海侵犯	・ NEO 練成訓練開始
2000 年		・ 有珠山噴火災害派遣
2001 年	・ 米国同時多発テロ	
2002 年		・ 予備自衛官補制度創設 ・ 東ティモール PKO
2003 年		・ 警護出動訓練開始 ・ 警察との共同訓練開始
2004 年	・ 防衛大綱【多機能的で弾力的実効性のある防衛力】	・ 初 TJNO/イラク人道復興支援
2005 年		・ パキスタン国際緊急援助隊(地震)国民保護訓練開始
2006 年	・ 統合幕僚幹部制度(統合運用の開始)	・ インドネシア国際緊急援助隊
2007 年	・ 防衛省への移行	・ 新潟県中越地震災害派遣 ・ ネパール PKO
2008 年		・ スーダン PKO
2009 年	・ 北朝鮮ミサイル発射	・ アデン沖海賊対処 ・ 弾道ミサイル破壊措置命令
2010 年	・ 防衛大綱【動的防衛力】	・ ハイチ国際緊急援助隊 ・ パキスタン国際緊急援助隊(洪水)
2011 年	・ 東日本大震災	・ 東日本大震災災害派遣
2012 年	・ 尖閣諸島所有権取得・保有	・ 南スーダン PKO ・ 弾道ミサイル破壊措置命令 ・ カンボジア能力構築支援 ・ 東ティモール能力構築支援
2013 年	・ 防衛大綱【統合機動防衛力】	・ 伊豆大島災害支援 ・ フィリピン国際緊急援助隊 ・ モンゴル能力構築支援
2014 年	・ 国家安全保障局発足	・ 広島土砂災害派遣 ・ 御嶽山噴火災害派遣

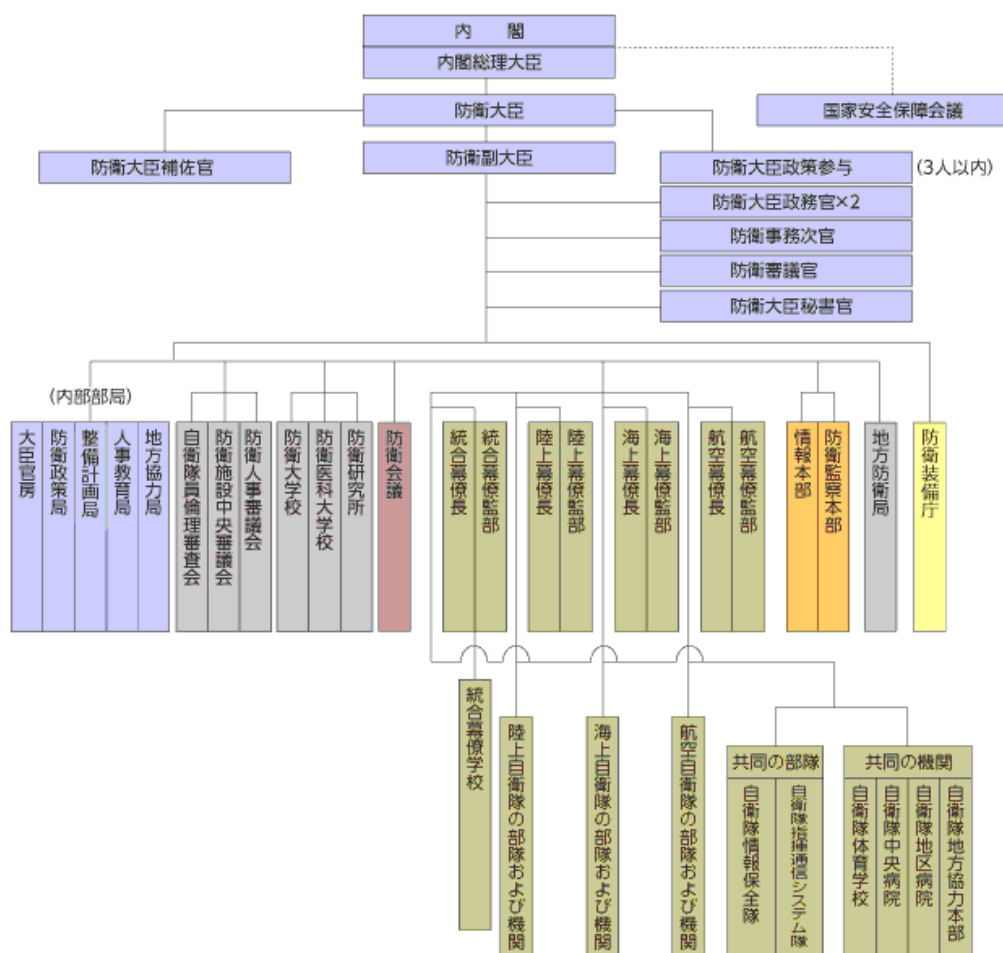
出所：陸上自衛隊 HP

1-2 組織・体制

防衛省・自衛隊は、日本の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊を中心に防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監査本部、地方防衛局など、様々な組織で構成されている。

防衛省と自衛隊は基本的には同じ組織を指し、「防衛省」という場合には、陸・海・空自衛隊管理運営などを任務とする行政組織の面を捉えているのに対し、「自衛隊」という場合には、日本の防衛などを任務とする部隊行動を行う実力組織の面を捉えている。組織の能力発揮のために、自衛官と事務官等が相まって職務を行っている。

図 1-1 防衛省の組織図



出典：防衛白書（平成 28 年度版）

1-2-1 陸上自衛隊

陸上自衛隊は、侵略や災害から直接国民の生命・財産を守り、国の防衛や災害派遣はもとより、地域社会への貢献や国民とかかわるさまざまな分野での活動を行っている。

また、「統合機動防衛力」の実現に向け、統合運用・日米共同をより強固なものとし、平素から各方面隊等を指揮する陸上総隊を新編する。島嶼部においては、「平素の部隊配置」、「機動展開」及び「奪回」の 3 つの段階を実効性あるものとするため、平素からの部隊配置の推進、島嶼部へ機動展開する機動師団・旅団の整備及び水陸両用部隊である水陸機動団の新編等を行う。

これらの取り組みにより、陸上自衛隊は、各種事態等に際して迅速かつ段階的な機動展開を行い、即応機動する陸上防衛力を構築し、実効的な抑止・対処を行う。

図 1-2 陸上防衛構想の図



出所：陸上自衛隊 HP

1-2-1-1 教育訓練

教育訓練は、陸上自衛隊に与えられた任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤となっているため、種々の制約の中で事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。

また、部隊を練成する自衛隊個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、入隊直後は、自衛隊の学校や教育部隊において基本教育を、また、在職期間全体を通じ、学校や部隊等において階級や職務に応じた教育を行っている。これらの段階的かつ体系的な教育により、陸上自衛官として必要な資質を養うとともに、知識及び技能を身に付けさせている。それらを自衛隊内で身に付けさせるのが難しい場合は、必要に応じ、海外留学を含め大学、国内企業、研究所等に教育を委託し、専門知識・技能を更に高めている。さらに、時代の体制の変化に合わせ、陸海空統合教育の充実や、外国語(英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語)教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受け入れている。

図 1-3 新隊員教育



出所：陸上自衛隊 HP

1-2-1-2 職種

陸上自衛隊には現在 15 の職種があり、各々の特性を発揮しつつ、様々な組み合わせにより、各種自体へと柔軟に対処する。

表 1-1 陸上自衛隊の職種

普通科	機甲科
	
地上戦闘の骨幹部隊として、機動力、火力、近接戦闘能力を有し、作戦戦闘に重要な役割を果たす。	戦車部隊と偵察部隊があり、主に戦車の正確な火力、すぐれた機動力及び装甲護力により、敵を圧倒するとともに、情報収集を行う。

特科（高射）  高射特科部隊は、対空戦闘部隊として侵攻する航空機を要撃するとともに、広範囲にわたり迅速かつ組織的な対空情報活動を行う。	情報科  情報に関する専門技術や知識をもって、情報資料の収集・処理及び地図・航空写真の配布を行い、各部隊の情報業務を支援する。
施設科  戦闘部隊を支援するため、各種施設機材をもって障害の構成・処理・陣地の構築、渡河等の作業を行うとともに、施設機材の整備等を行う。	通信科  各種通信電子器材をもって、部隊間の指揮連絡のための通信確保、電子戦の主要な部門を担当するとともに、写真・映像の撮影処理等を行う。
需品科  食糧・燃料・需品器材や被服の補給、整備及び回収、給水、入浴洗濯等を行う。	輸送科  国際貢献活動における、民間輸送力による輸送や各種ターミナル業務などの輸送を統制するとともに、特大型車両をもって部隊等を輸送する。

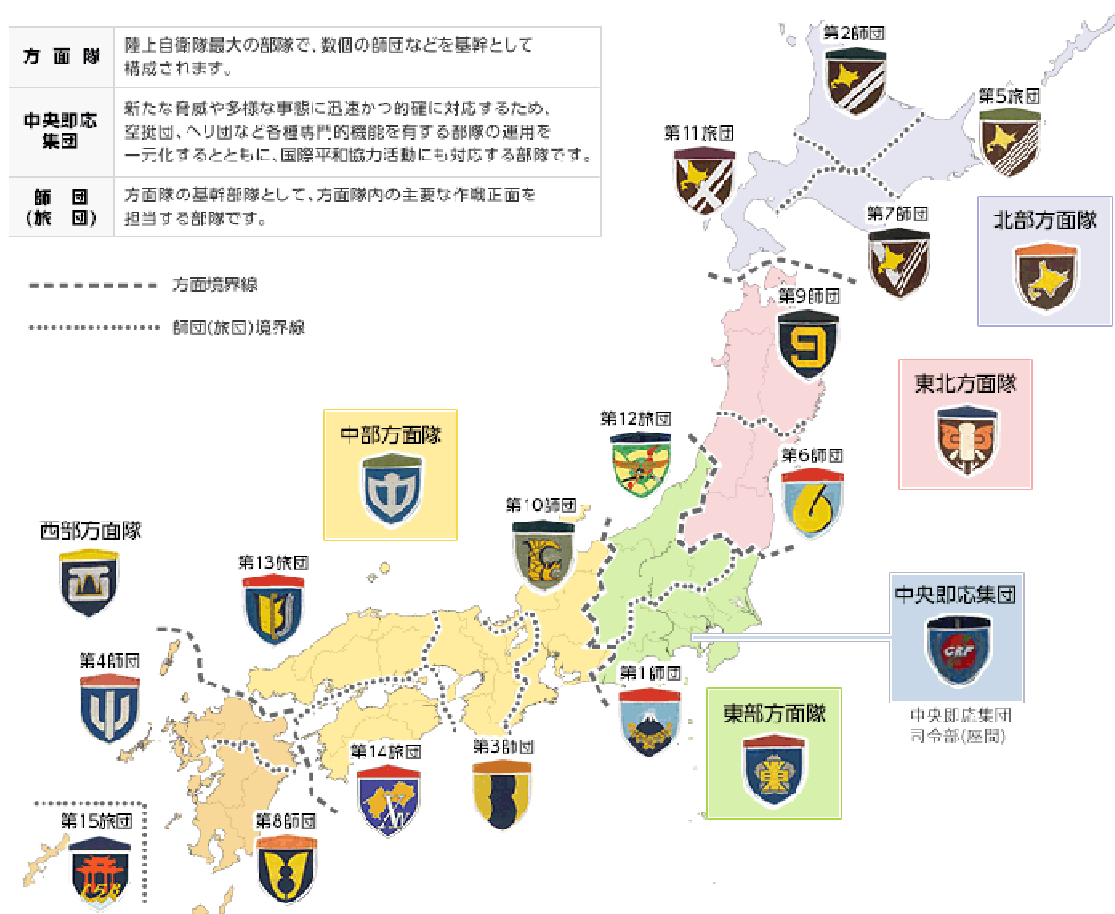
警務科  犯罪の捜査、警護、道路交通統制、犯罪の予防など部内の秩序維持に寄与する。	会計科  隊員の給与の支払いや部隊の必要とする物資の調達等の会計業務を行う。
音楽科  音楽演奏を通じ、隊員の士気を高揚する。	

出所：陸上自衛隊 HP

1-2-1-3 主要な拠点の分布

陸上自衛隊の組織は、わが国最大規模を誇る防衛組織である。日本全国には約 1600 カ所に及ぶ駐屯地がある。日本列島を 5 つの区域に分け、それぞれに方面隊を配置することにより、あらゆる事態に迅速な対応が可能となっている。

図 1-4 陸上自衛隊の各方面隊と師団の分布



出所：陸上自衛隊 HP

1-2-2 海上自衛隊

海上自衛隊は、国の防衛はもとより、安定した海洋安全保障環境の構築のため積極的に活動してきた。近年では、厳しさを増す周辺海域の警戒監視はもちろん、まもなく 8 年目に入るソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動、また、東日本大震災や昨年の熊本地震など頻発する自然災害への対処など、国民の期待が高まるなか、長期に緊張を強いられる任務、昼夜なく迅速な対応を迫られる任務も増えてきた。

1-2-2-1 海賊対処行動

わが国では近年拡大している海賊による被害に対し、海上警備に基づく護衛艦による民間船舶の護衛と海賊対処法の整備という対応策を講じた。

アデン湾では、2 隻の護衛艦が護衛対象の船舶を前と後ろからガードし、900km ほどの航路を 1 日半ほどかけて進んでいく。P-3C 哨戒機はアデン湾上空をパトロールし、不審な船舶を発見した場合などに、護衛艦や他国の艦艇、周囲を航行する民間商船等に随時情報を提供する。

2009 年 7 月に海賊対処法による護衛活動が開始されてからは、我が国に関係する船舶だけではなく、あらゆる船舶を護衛することができるようになった。

1-2-2-2 国際援助活動

2010 年 7 月末に発生したパキスタン・イスラム共和国における大規模な洪水被害に対し、8 月 20 日に防衛大臣から自衛隊部隊による国際緊急援助活動の実施について命令が発出された。これを受けて、海上自衛隊の輸送艦「しもきた」がパキスタン国際緊急援助海上輸送隊として、パキスタン国際緊急航空援助隊の輸送ヘリコプターを海上輸送することとなった。

2013 年 11 月台風 30 号で被害を受けたフィリピンに対し、11 月 12 日に防衛大臣から自衛隊部隊による国際緊急援助活動の実施について命令が発出された。これを受け、海上自衛隊の護衛艦「いせ」、輸送艦「おおすみ」、補給艦「とわだ」がフィリピン国際緊急援助統合任務部隊の海上派遣部隊として、援助活動及び救援物資等の輸送等を行うこととなった。

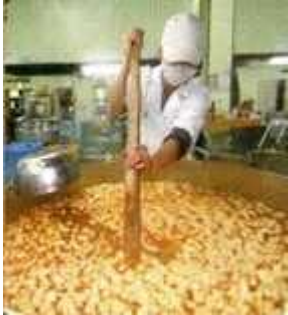
1-2-2-3 職種

海上自衛隊には現在 17 の職種があり、各々の特性を発揮しつつ、様々な組み合わせにより、各種自体へと柔軟に対処する。

表 1-2 海上自衛隊の職種

射撃	通信
 護衛艦等において、砲、ミサイルを操作し、各種目標に対する攻撃を実施する。また弾火薬等の取り扱いを実施する。	 陸上基地、艦艇及び航空機等の通信、暗号の作成及び翻訳、通信器材・暗号器材及び関連器材の操作整備等を業務としている。

気象・海洋  気象・海洋観測、天気図類の作成、気象・海洋関係の情報の伝達に関する業務を行う。	航海・船務  航海は、艦艇の艦橋において航海に関する業務を実施している。船務はレーダー・電波探知装置等を活用し、戦術活動を実施する。
飛行  P-3C/P-1 哨戒機、US-1A/2 救難飛行艇、SH-60J/K 艦載ヘリコプター等の搭乗員として飛行任務を実施する。	機関  エンジン（ガスタービン、ディーゼル等）発動機等の運転、整備及び火災、浸水対処等を業務とする。
航空機整備  航空機の機体、エンジン及び計器並びにこれらを維持するための器材等の整備、修理、補給等に関する業務を行う。	経理・補給  給与・旅費等の計算、物品等の調達、部隊の任務を遂行するために必要な装備品等を準備し、供給する業務を実施する。
航空管制  飛行場で離着陸する航空機又は飛行場周辺を飛行する航空機の無線・レーダー等での誘導等を業務とする。	施設  国有財産についての管理、運用、施設器材・施設車両を用いての施設、道路等の工事及び器材の設備を行う。

情報  情報資料の収集、処理、処理及び情報の配布、秘密保全等を業務とする。	潜水  浅海域における簡単な水中作業や機雷・不発弾等の爆発物の捜索・処分、深海域における潜水艦等の乗員の救助に従事する。
衛生  病院における医療及び医務室における健康管理や身体検査を実施するとともに、潜水に関する調査・研究等を業務とする。	音楽  音楽演奏を通じて隊員の士気を高揚する。また、広報活動に関する業務を行う。
水雷  護衛艦、潜水艦で魚雷等の水中武器、ソナー等の水中捜索機器を操作し、潜水艦の捜索、攻撃及び器材の整備を行う。	掃海機雷  掃海艦艇等で機雷探知機、掃海具等を操作し、機雷の処分及び機雷の調整、器材の保守整備を行う。
給養  艦艇及び陸上部隊において、隊員に対する給食業務を実施する。	

出所：自衛隊兵庫地方協力本部 HP

1-2-2-4 主要な拠点の分布

海上自衛隊は 5 つの地方隊に分けられ、主要な基地は大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保と日本の中でも大きく主要な港の所在地に分布している。

図 1-5 海上自衛隊の基地の分布



出所：海上自衛隊 HP

1-2-3 航空自衛隊

航空自衛隊は、昭和 29 年 7 月 1 日に、保安庁が防衛庁へと発展的解消を遂げたときに、日本の防空任務を担うために創設され、陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊のうちで最も新しい部門である。

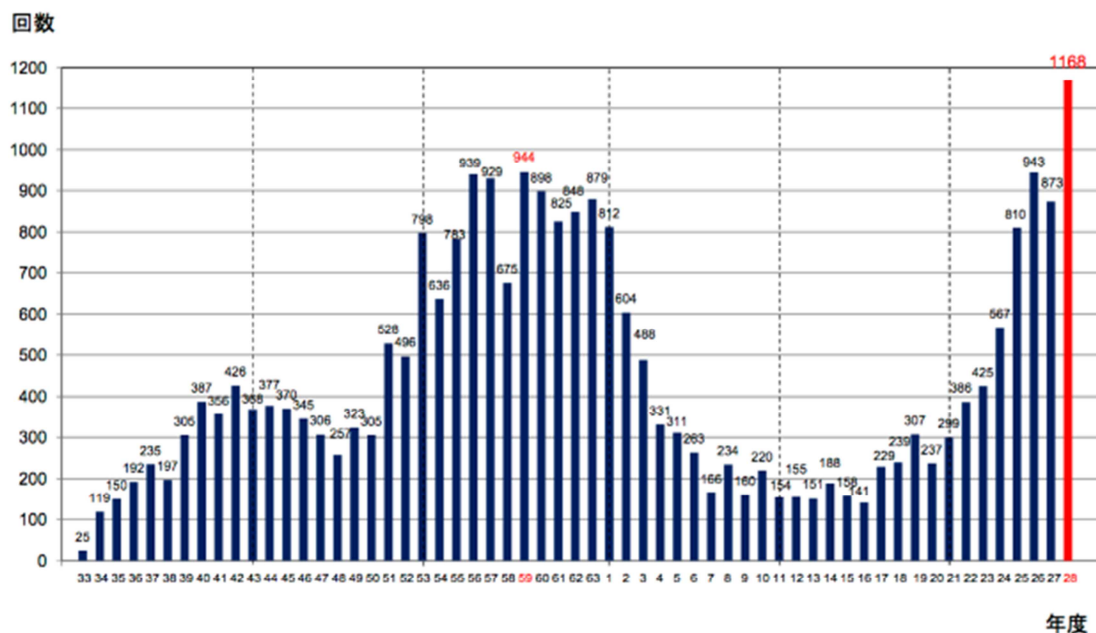
1-2-3-1 対領空侵犯に対する措置

航空自衛隊は、常にレーダーサイトと早期警戒機（E-2C）、早期警戒管制機（E-767）などで、日本とその周辺の上空を 24 時間態勢で監視している。領空に侵入する恐れのある

る航空機を発見した場合、緊急発進した戦闘機がその航空機に接近して状況を確認し、必要に応じてその行動を監視する。領空へ侵入したときには、退去の警告を発する。

航空侵犯に対しては、「侵入する航空機の発見」「発見した航空機の識別」「敵の航空機に対する要撃（来襲する空中目標を撃破するため、戦闘機を発進させまたは地対空誘導弾を発射させること）・撃破」といった防空のための作戦が遂行される。航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、日本周辺のほぼ全域を常時監視し、侵入する航空機をできる限り早く発見する。さらに、自動警戒管制組織などにより、発見した航空機が敵か味方かを識別する。敵の航空機と判断される場合、航空警戒管制組織により、地上または空中で待機する戦闘機や陸上・海上自衛隊の地対空誘導弾部隊に撃破すべき目標を割り当て、管制・誘導された戦闘機や地対空誘導弾で敵の航空機を撃破する。

図 1-6 年度緊急発進回数の推移



出所：航空自衛隊 HP

1-2-3-2 国際緊急支援活動の取り組み

2014 年 12 月に甚大な被害をもたらした「インドネシア・スマトラ島沖大地震及びインド洋津波」に際しては、初めて陸・海・空 3 自衛隊の部隊や要員を派遣、総勢約 1000 名にのぼる自衛隊史上最大の海外の援助活動であった。航空自衛隊はインドネシア国際緊急援助空輸送隊を派遣、輸送回数（輸送実施日数）38 回、ソーティー数（援助物資等を搭載して飛行した回数）95 回、輸送人員 405 人、輸送貨物 242.1 トンにのぼった。また、2005 年 10 月のパキスタン・イスラム共和国を震源とする大規模地震においても、航空自衛隊の部隊による陸上自衛隊の国際緊急援助隊の輸送を実施した。他にも、2003 年 12 月

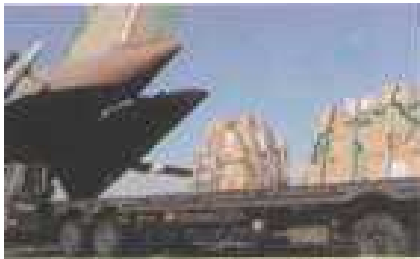
のイラン南東部地震、2001 年のインド地震においても、援助物資や支援部隊の航空輸送を行っている。

1-2-3-3 職種

空から我が国を防衛するという任務を遂行するため、航空自衛隊の各自衛官は約 30 種に及ぶ職種に従事している。航空自衛隊を代表するパイロットをはじめ、気象、管制、通信電子、整備、施設、輸送、補給などの職域で、高度な知識と技能を身につけたエキスパートが幅広く活躍している。また、さまざまな職種があるため、女性自衛官も幅広く活躍している。

表 1-3 航空自衛隊の職種

航空業務  航空機に搭乗して防空、航空偵察、航空輸送及び航空救難などを行っている。	補給  航空自衛隊で使用する物品の需給統制、在庫管理、取得出納、保管などを行っている。
音楽  音楽演奏を通じて隊員の士気高揚を図っている。また、国家的行事や地域での行事を通じて自衛隊の広報活動も行っている。	高射  侵攻してくる航空機や弾道ミサイルを撃破するため、ペトリオットミサイルシステムなどの操作及び器材の整備を行う。

航空管制  飛行場において、離着陸する航空機を誘導する航空管制業務を行い、これらのシステム・器材の整備を実施する。	輸送  航空機への貨物搭載などの航空業務、国賓等の輸送に関する客室業務及び車両を使用した人員や貨物の輸送を行う。
通信  有線、無線通信器材を使用した電報などの送受信業務や航空通信に関する業務を行っている。	電算機処理  電子計算機及び関連器材の操作やプログラムの作成、電子計算機システムの管理を行っている。
警戒管制  日本の領空を常時監視し、接近又は侵入してくる航空機等を早期に発見、識別し、必要に応じて戦闘機などの誘導を行う。	施設  基地などにおける滑走路や建物の維持補修、電気やボイラーなどの管理業務を行っている。

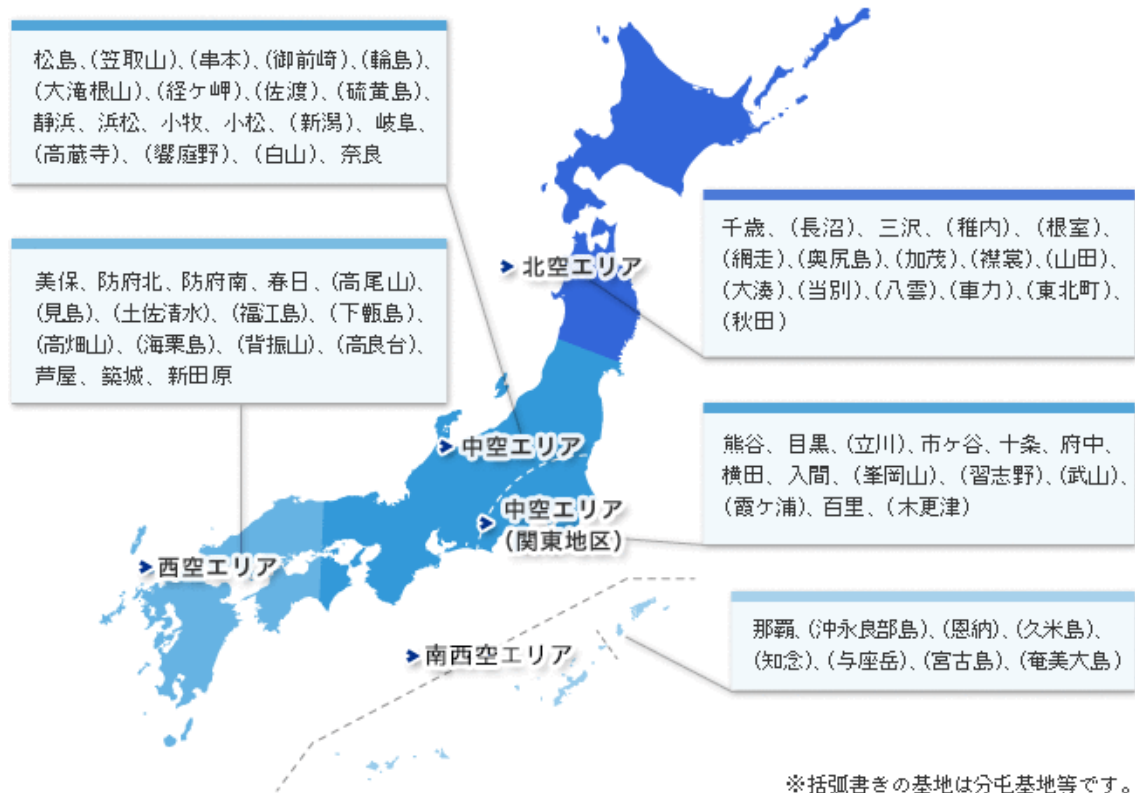
武器弾薬  戦闘機に搭載する武器弾薬などの保守・管理、整備などを行っている。	気象  飛行の安全を確保するため、航空気象に関するデータの収集、予報などを行い、それらの情報を全国の部隊に提供している。
警備  基地の警備を行い、基地内の施設や物品などの管理を行うほか、基地来訪者の受付などの業務を実施している。	衛生  隊員の健康診断及び各種身体検査のほか、医療保険、環境衛生、食品衛生検査を行っている。
航空機整備  航空機、航空機用エンジンなどの整備や修理に関する業務を行っている。	

出所：航空自衛隊 HP

1-2-3-4 主要な拠点の分布

航空自衛隊の基地は、北空エリア、中空エリア、中空エリア(関東地区)、西空エリア、南西空エリアの 5 つのエリアに大きく分けられて分布している。その中でも主要と言われるのは、千歳、三沢、松島、小松、小牧、浜松、市ヶ谷、百里、奈良、芦屋など、大規模な基地を所有する場所や、幹部候補生学校などが含まれている。

図 1-7 航空自衛隊の基地の分布



出所：航空自衛隊 HP

1-3 活躍と成果

1-3-1 国際平和協力活動

国際平和協力活動とは、国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。従来は付随的な業務とされていたが、2007年に我が国の防衛や公共の秩序の維持といった任務に並ぶ自衛隊の本来の任務に位置づけた。

防衛省・自衛隊は、国際平和協力法、国際緊急援助隊法及び各種特別措置法に基づき、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる。現在までに、国際平和維持活動への協力をはじめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、旧イラク特措法に基づく活動ならびに旧テロ措置法に基づく活動及び旧補給支援措置法に基づく活動をおこなってきた。

また、国際平和維持活動は、世界各地における紛争の解決のために国連が行う活動であり、その業務としては、平和維持隊による停戦監視・兵力引き離し、停戦監視団(原則と

して非武装の軍人で構成)による停戦監視といったものが伝統的である。日本は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけでなく、人的な面でも協力をしている。

日本は、海外の地域、特に開発途上地域において大規模な災害が発生又はその恐れがあり、被災国の政府等からの要請があった場合、外務大臣と防衛大臣の協議に基づいて自衛隊は国際緊急援助活動を実施する。自衛隊は緊急援助活動としての医療活動、輸送活動、給水活動などの協力を行うことができるが、このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府又は国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。

表 1-4 自衛隊の主な国際平和協力活動

活動	派遣先	期間	概要	規模
イラク人道復興支援活動	イラク	2003 年 12 月 ～2009 年 2 月	医療、給水、公共施設の復旧・整備等	陸上人員約 600 名 航空機 3 機 輸送艦 1 隻 護衛艦 1 隻
インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動	インドネシア	2006 年 6 月	医療活動、物資輸送	医療援助隊 149 名 空輸部隊 85 名
国連ネパール政治ミッション	ネパール	2007 年 3 月 ～2011 年 1 月	武器及び兵器の管理の監視	軍事監視要員 6 名
補給支援特措法に基づく補給支援活動	インド洋	2008 年 1 月 ～2010 年 2 月	補給活動	護衛艦・輸送艦 …各 1 隻 総勢約 2,400 名
パキスタンにおける大規模な洪水に際しての国際緊急援助活動	パキスタン	2010 年 8 月 ～2010 年 10 月	医療活動物資及び人員輸送	隊員約 200 名 航空機 6 機 輸送機 8 機 輸送艦 1 隻
国連東ティモール統合ミッション	東ティモール	2010 年 9 月 ～2012 年 9 月	情報収集	軍事連絡要員 2 名
アフリカの PKO センターへの講師派遣	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター	2008 年 11 月 ～2011 年 11 月	なし	講師 1～2 名
インドネシア西スマトラ州パダン沖災害に際しての国際緊急援助活動	インドネシア	2009 年 10 月	医療活動	医療援助隊 12 名 統合連絡調整所 21 名

出所：自衛隊（2017：6）より筆者作成

1-3-2 災害派遣

自衛隊は、国内における地震・風水害・火山噴火・雪害などの死産災害や火災・海難・航空機事故などの際の救助、山などの遭難者救出などの「災害派遣」に携わり、国民の生命や財産の保護に寄与している。

自衛隊は、天災地変その他災害に対して人命または財産の保護のため必要があると認められる場合は、都道府県知事等の要請（ただし、特に緊急を要する場合は、要請を待たずに）に基づき、防衛大臣またはその指定する者の命令により派遣され、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な災害派遣活動を行う。また、自然災害の他、航空機や船舶の事故等の救援、医療施設に恵まれない離島などでは緊急患者の輸送などにも当たっている。

1-3-2-1 東日本大震災

東日本大震災とは 2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害である。防衛省は、地震発生から 4 分後の 3 月 11 日 14 時 50 分に「災害対策本部」を設置し、52 分の自衛艦隊司令官による出動可能全艦艇への出港命令、14 時 57 分海上自衛隊大湊航空基地からの UH-60J 発進を皮切りに、陸海空自衛隊が救助や偵察のためにヘリコプターや戦闘機・哨戒機等をスクランブル発進させた。陸上自衛隊の UH-1 が撮影した幾重にもわたり襲来する津波の映像は、報道機関を通じて全国に放送されている。また、迅速、効果的に救助・支援活動を行うため、14 日に陸海空自衛隊の各部隊による統合任務部隊として、君塚栄治東北方面総監を指揮官とする「災統合任務部隊」を編成し、自衛隊創設以来最大規模の災害派遣を行った。27 日現在人員約 10 万 6900 名と回転翼 217 機、固定翼 326 機、艦船 53 隻が救援活動を行っている。また福島第一原発の対処には中央特殊武器防護隊を中心とした中央即応集団が専任し、他の部隊とは異なる指揮系統の下で活動している。

図 1-8 東日本大震災への対応の様子



出所：防衛省 HP

1-3-2-2 熊本地震

熊本地震は 2016 年 4 月 14 日 21 時 26 分以降に熊本県、大分県で相次いで発生した地震である。気象庁震度階級では最も大きい震度 7 を観測する地震が 4 月 14 日夜および 4 月 16 日未明に発生したほか、最大震度が 6 強の地震が 2 回、6 弱の地震が 3 回発生している。そこで、防衛省は初動対処部隊「ファスト・フォース」を派遣、航空自衛隊は「F2 戦闘機」2 機、海上自衛隊は「P3C 哨戒機」1 機、陸上自衛隊は多用途ヘリコプター「UH-60J」「UH-1」を 2 機派遣し情報収集に当たった。

4月28日10時24分に大分県知事からの災害派遣の撤収要請、5月10日に「平成28年熊本地震に対する大規模震災災害派遣」および「平成28年度熊本地震に対する即応予備自衛官の災害等招集命令の実施及び出頭した即応予備自衛官の受入れに関する自衛隊行動命令に規定する招集の実施の終期を定める自衛隊行動命令」を発出した。統合任務部隊の編成の解除および、即応予備自衛官の招集が終了した。終了後も増強体制のまま、西部方面隊が災害派遣活動を担当した。5月30日、中谷元防衛大臣は熊本県知事からの要請に基づき、災害派遣活動に従事している自衛隊部隊の撤収を命じた。

1-3-2-3 九州北部豪雨

2017年7月5日、大雨により道路が冠水し、福岡県東峰村で孤立者が発生したことから、福岡県知事から陸上自衛隊第4師団長に対し、人命救助及び物資輸送に係る災害派遣要請があった。また、大分県日田市においても大雨により道路が冠水し、孤立者が発生したことから陸上自衛隊第4戦車大隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

大分県での活動は7月13日、福岡県での活動は8月20日にそれぞれ撤収要請を受理し、九州北部豪雨に係る災害派遣を終了した。

1ヶ月半に及ぶ活動の規模は、人員延べ約81,950名、車両延べ約7,140両（うち水トレーラー156両、水タンク車293両、給水車50両）、航空機延べ169機であった。

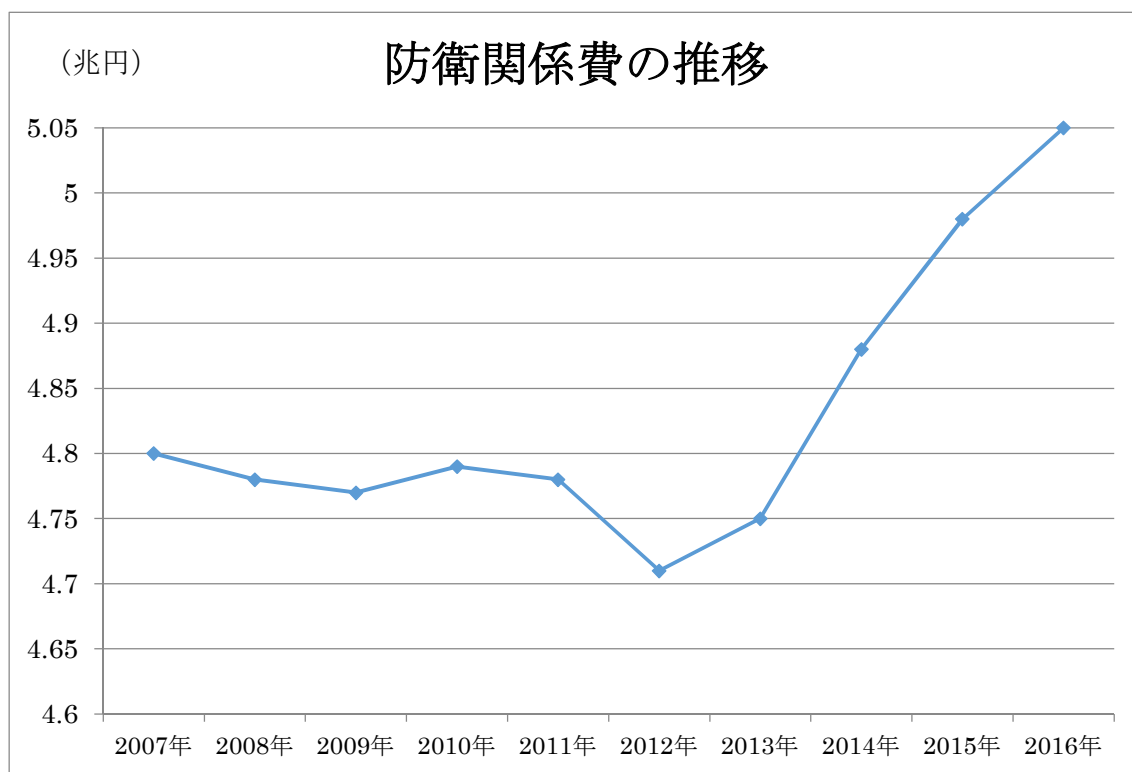
1-4 予算と定員の推移

1-4-1 防衛関係費の推移

防衛関係費は、自衛隊の維持運営経費のほか、防衛施設周辺の生活環境の整備、在日米軍駐留支援などに必要な経費を含んでいる。

2015年12月24日、2016年度予算政府案が閣議決定され、防衛関係費として対前年度比1.5%（740億円）増となる5兆541億円が計上された。同予算では、防衛関係費として過去最高額であり、また、一般会計予算として初めて5兆円を超えるものである。SACO関係経費（28億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（1,766億円）及び新たな政府専用機導入に伴う経費（140億円）を除いた場合でも、対前年度比0.8%（386億円）増の4兆8607億円であり、第二次安倍内閣発足後に初めて編成された2013年度予算以降、4年連続の増額となった。経費の内訳は、人件・糧食費が2兆1473億円（同5億円増）、一般物件費が9948億円（同30億円増）である。

図 1-9 防衛関係費の推移



出所：平成 29 年度防衛資料より筆者作成

1-4-2 定員の推移

近年、国家財政の悪化と少子高齢化のために防衛予算と兵力は減少傾向にあったが、周辺国、特に中国の軍拡や尖閣諸島問題の影響で 2013 年度以降は対前年度比で増加に転じた。また、自衛隊が保有する装備の維持・運用・管理などにおいて他の西側諸国と同じく日米安全保障条約による同盟国アメリカに強く依存している装備も多く、実践におけるノウハウ習得や幹部自衛官教育、新型装備に関する技術講習などでもアメリカとの協力関係が重要視されている。

表 1-5 自衛官の定員の推移

	2012 年 年度末 予算定員	2013 年 年度末 予算定員	2014 年 年度末 予算定員	2015 年 年度末 予算定員	2016 年 年度末 予算定員
陸上自衛隊	151,063	151,063	151,023	150,863	150,863
海上自衛隊	45,517	45,517	45,494	45,364	45,364
航空自衛隊	47,097	47,097	47,073	46,940	46,940
計	243,677	243,677	243,590	243,167	243,167

出所：朝雲新聞社 HP より筆者作成

第 2 章 自衛隊に関する憲法と制度

2-1 憲法第 9 条

2-1-1 平和主義と第 9 条

日本国憲法は、第 2 次世界大戦の終戦後の 1946 年に制定され、翌年 5 月 3 日から施行された。この憲法は、その前文で明らかにされているように、「国民主権」、「基本的人権の尊重」、そして、「平和主義」の 3 つを基本原理としており、とりわけ、第 9 条に示されているように徹底した平和主義を採用している点に大きな特徴がある。

これは、日本国憲法、そして、その平和主義が、第二次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて制定されたことに由来する。この点は、武力不行使原則を掲げた国連憲章の考え方と基本的には共通するものがあるが、一方で、日本国憲法では、国連憲章が起草されたサンフランシスコ会議以後に起きた広島・長崎への原爆投下など核兵器出現の事実も踏まえて、国連憲章よりも、さらに徹底した平和主義・戦争放棄の考え方が打ち出されている。

日本国憲法前文が示す平和主義の考え方を以下の表に記す。

表 2-1 日本国憲法前文における平和主義の条文

第一段	われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し...
第二段	日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
第三段	われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
第四段	日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

出所：畠（2006：95）より筆者作成

このような前文の平和主義を具体化したのが憲法第 9 条である。憲法第 9 条は、①「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（第 1 項）、②「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」（第 2 項）と定めており、「戦争の放棄」、「戦力の不

保持」、「国の交戦権の否認」という徹底した戦争否定の態度を打ち出している。

なお、憲法で戦争放棄の考え方を打ち出したのは、フランス革命後の 1791 年に制定されたフランス憲法において侵略戦争の放棄条項が掲げられたのが最初であり、その後、第一次世界大戦後の国際連盟規約（1919 年）、不戦条約（1928 年）、そして、第二次世界大戦後の国際連合憲章（1945 年）を経て、戦後は、フランス第四共和制憲法（1946 年）、イタリア憲法（1948 年）、ドイツ基本法（1949 年）をはじめ、多くの国の憲法で侵略戦争の放棄が掲げられるようになった。

しかしながら、日本国憲法は、これらの第二次世界大戦後に制定された諸外国の憲法と比較しても、①侵略戦争を含めた一切の戦争と武力の行使および武力による威嚇を放棄したことに加えて、さらに、②戦力の不保持と③国の交戦権の否認までも宣言したという点において、徹底した戦争否定の態度を打ち出しており、これは歴史的にも例がなく、また、今日においても、日本国憲法のきわだった特徴となっている。

また、日本国憲法の前文では、「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」（第 3 項）としており、さらに、第 98 条第 2 項では、具体的に、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」としていることから、国際協調主義を掲げているとされており、日本国憲法の平和主義は、このような国際協調主義の一環をなすものであるとされている。

2-1-2 憲法制定から自衛隊創設まで

1946 年 11 月 3 日、日本国憲法が公布され、翌 1947 年 5 月 3 日から施行された。憲法制定当初、政府の第 9 条についての基本的な解釈は、AY 説¹の立場に立ちつつ、「戦力」については無限定的に不保持を定めたものとしていたものと見られている。例えば、「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定しては居りませぬが、第 9 条第 2 項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄したものであります」（衆議院本会議での吉田茂首相の答弁）などがそれである。しかしながら、「国家正当防衛権による戦争は正当なりとさせらるるやうであるが、私は欺くの如きことを認むることが有害であると思ふのであります……近年の戦争の多くは国家防衛権の名に於て行われたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思ふのであります」（衆議院本会議での吉田茂首相の答弁）のように、時には、BZ 説²の立場に立っているのではないかと思われるような答弁が行われることもあった。

¹第 9 条の第 1 項では A 説（第 1 項で放棄されているのは「侵略戦争」であり、「自衛戦争」と国連等による制裁のための「制裁戦争」は放棄されていないとする説）に立ちつつ、第 2 項については、「戦争」の場合と「武力の行使・武力による威嚇」の場合とは区別し、前者については全面的に否認されるが、後者については「国際紛争を解決する手段として」行われる場合のみ否認されるという説。

²第 9 条は第 1 項・第 2 項のいずれにおいても、一切の戦争・武力行使・武力による威嚇を放棄しているとする説のこと。

ほどなくして、世界は資本主義陣営（西側）と共産主義陣営（東側）という 2 大ブロックが対峙する東西冷戦時代に入った。ヨーロッパでは、ソ連の影響の下に東欧各国で社会主義政権が誕生し、他方、米国をはじめとする西側諸国は 1949 年に北大西洋条約機構（NATO）を創設し、さらに、ソ連と東欧諸国がこれに対抗して 1955 年にはワルシャワ条約機構（WPO）を創設するなど、約 40 年間に及ぶ東西対立の時代がはじまった。同様にアジアも冷戦時代に入った。1949 年に中華人民共和国が誕生し、さらに、翌 50 年には朝鮮戦争が勃発した。

朝鮮戦争では、日本に駐留していた米軍の主力も国連軍として投入されたが、それにより国内の治安維持に不安を生じたことから、政府は、同年、警察予備隊を創設した。警察予備隊はポツダム政令である警察予備隊令により設置され、「わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉を保障するに必要な限度内で、国家地方警察および自治体警察を補う」（警察予備隊令第 1 条）ことを目的としていた。すなわち、あくまでも制度上は国内の治安維持を目的とする組織であった。ちなみに、その規模は、発足当初は約 7 万 5 千人の定員であり、その後 11 万 1 千人に拡大した。また、装備は軽火器と車両を保有した。

朝鮮戦争が続く中、1951 年 9 月 8 日には、サンフランシスコ平和条約が締結され、占領軍の駐留が終了し、わが国は主権を回復した。また、同時に、米国との間で「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧安保条約）が締結され、極東における平和と安全に寄与するため、および日本に対する武力攻撃を阻止するため、米軍が引き続き日本に駐留することとなった。なお、この条約は、米国側の日本防衛義務が不明確であることに加え、日本国内における大規模な内乱等の鎮圧のために米軍が出動できるとするいわば「内乱条項」が含まれていることなど、その不平等性をめぐって日本国内で議論を呼んだ。さらに、この条約の前文では、米国は日本が自国の部衛のために漸増的に自ら責任を負うことを期待されていた。

両条約は翌 1952 年 4 月 28 日に発効したが、その約 3 ヶ月後の同年 8 月には、新たに制定された保安庁が設置され、警察予備隊に代わって、「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合に行動する部隊」として、保安隊（陸上）および警備隊（海上）が創設された。これらは、制度上はあくまでも「国内の治安維持のため一般警察力を補うことがその目的である」とされていたが、警察予備隊と比べて、予算、定員、装備等の面で強化が図られていた。特に、その装備については、戦車、大砲、フリゲート艦、航空機等を保有するなど、警察予備隊と比較して質的な転換が行われたともいえ、もはや警察力の限界を超えているのではないかとの疑問も生じていた。なお、保安庁の定員については約 12 万人で、うち保安隊が 11 万人、警備隊が約 7600 人（その後、約 1 万人に拡大）であった。

このような状況のなか、政府（吉田内閣）は、同年 11 月、戦力に関する統一見解を示した。その主な内容は、「①憲法第 9 条第 2 項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問わず戦力の保持を禁止している。②戦力とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備編成等

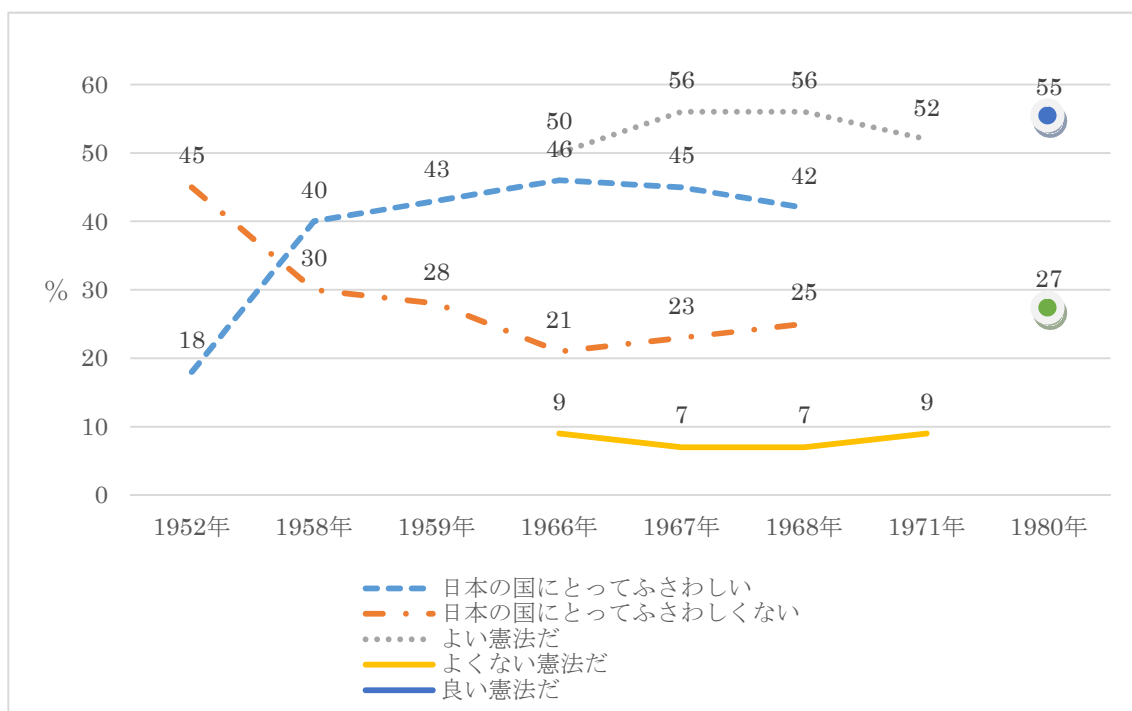
も客観的にこのような戦力に該当しない」とした。また、この統一見解では、「第 9 条第 2 項にいう保持とは、わが国が保持の主体たることを指しており、米国駐留軍は、これに該当せず、憲法第 9 条の関するところではない」とした。

2-2 憲法制定からの世論の推移

新憲法が草案段階で示されたとき、明治憲法と比較してその民主主義的内容や平和主義について新聞各紙が高く評価していた。毎日新聞が 1946 年 5 月、全国 2000 名の有識者に対して行った調査では、憲法 9 条の戦争放棄条項について、無条件に支持するものが 56%、修正は行ふべきだが必要とするものが 14%で、合わせて 70%が戦争放棄条項が必要であると考えていた。ただし、これは有識者であって国民一般ではないことに注意が必要である。時期は後になるが、講話後の 52 年に総理府が行った調査では、戦後憲法が「日本の国にとってふさわしい」が 18%、「ふさわしくない」が 45%となっている。この数字は昭和 30 年代に入ると逆転し、「ふさわしくない」は 58 年に 30%、59 年は 28%、66 年は 21%と低下していく。一方で「ふさわしい」は 58 年に 40%、59 年に 43%、66 年に 46%と上昇する。現行憲法が国民の間に定着していったことが読み取れる。

一方で、軍隊の保有を禁じる憲法の平和主義との整合性が問われた「再軍備問題」に関しては、多くの国民が再軍備支持の姿勢をとっていた。警察予備隊ができた翌年に行われた調査では、再軍備賛成が 76%、反対が 12%であった。

表 2-2 憲法に関する全体的評価の推移



出所:佐藤 (2015 : 36) より筆者作成

2-3 憲法 9 条に関する判例

憲法 9 条に関しては、自衛隊や日米安保条約およびこれに基づく米軍基地の存在の合憲性をめぐって、しばしば裁判で争われて、司法の判断が示されてきた。そのうち、特に注目されているのは、自衛隊（警察予備隊を含む）については、警察予備隊違憲訴訟、恵庭事件訴訟、長沼事件訴訟、百里基地事件訴訟と言われている 4 つの訴訟の判決であり、また、日米安保条約や米軍基地については、砂川事件訴訟、沖縄県知事「代理署名」職務執行命令訴訟、「象のオリ」訴訟の 3 つの訴訟の判決である。以下では自衛隊に関する 4 つの事件について、その概要をみていくこととする。

2-3-1 警察予備隊違憲訴訟

この訴訟は、1950 年に新設された警察予備隊について、その設置および維持に関する一切の行為が憲法第 9 条に違反して無効であるとして、その無効確認を求めて提起されたものである。そして、この訴訟は、原告が、最高裁が抽象的違憲訴訟についての裁判権を有することを前提として、最初から直接最高裁に提訴されたものであるが、これに対して、最高裁は、「最高裁判所は、具体的事件を離れて抽象的に法律、命令等が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものではない」として、警察予備隊自体の合憲性の問題については判断することなく、本件訴えを却下した。

2-3-2 砂川事件訴訟

砂川事件は、東京都内にある米軍立川飛行場の砂川町内への拡張計画に反対した労働組合員等が、1957 年、基地の立ち入り禁止区域に立ち入ったため、日米安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反として起訴された事件である。裁判では、日米安保条約に基づく米軍の駐留や米軍基地の存在の合憲性などが争われた。

表 2-3 第 1 審判決（伊達判決）

- | |
|--|
| <p>①憲法 9 条は自衛権を否定するものではない。</p> <p>②憲法 9 条は侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものである。</p> <p>③憲法は国際平和団体を目指している国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等を最低線としてこれによってわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基づくものである。</p> <p>④安保条約に基づく駐留米軍は、米軍が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであって、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必</p> |
|--|

ずしも絶無ではなく、従って日米安全保障条約によってかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法に精神に悖る。

⑤米軍の駐留は「わが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意見の合致であったからで、従って合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものということを妨げない」。「合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて初めて可能となる」。「かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第 9 条第 2 項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当する」。「結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許さざるもの」である。

⑥「国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む刑事特別法第 2 条の規定は」「憲法第 31 条に違反し無効」である。

そして、⑥により被告人に無罪が言い渡された。この判決で注目されるのは、駐留米軍は、わが国政府の意思に基づき駐留するので、指揮権の有無に拘らず、「戦力」に該当し憲法第 9 条は侵略的戦争だけでなく自衛のための戦争も禁止しているとの解釈を示して、前述の BZ 説と同様の立場に立っている点も注目される。

出所： 嶋（2006：95）より筆者作成

上記の第 1 審判決に対して、国は最高裁に跳躍上告を行った。上告審判決は、異例の早さで出されたが、その内容は原判決（第 1 審判決）を破棄差戻すというものであった。その判決理由を以下の表に示す。

表 2-4 最高裁判所判決

①憲法第 9 条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤って犯すに至った軍国主義的行動に反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および第 98 条第 2 項の国際協調の精神と相まって、わが憲法の特色である平和主義を具体化したものである。

②憲法第 9 条第 2 項が戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつて、これに指揮権、管理権を行使することにより、同条第 1 項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすことのないようにするためである。

③憲法第 9 条はわが国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定してはいない。

④わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を執り得ることは、国家固有の機能の行使であつて、憲法は何らこれを禁止

するものではない。

⑤憲法は、右自衛のための措置を、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事措置等に限定していないのであって、わが国の平和と安全を維持するためにふさわしい方式または手段である限り、国際情勢の実情に則し適当と認められる以上、他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない。

⑥第 9 条第 2 項が「自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として」、同項がその保持を禁止した戦力とは、「わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり」、「わが国が主体となって指揮権、管理権を行使し得ない外国軍隊はたとえそれがわが国に駐留するとしても憲法第 9 条第 2 項の戦力には該当しない」

⑦安保条約の如き、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否の法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査の原則としてなじまない性質のものであり、それが一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする。

⑧安保条約が違憲であるか否かが、本件のように（行政協定に伴う刑事特別法第 2 条が違憲であるか）前提問題となっている場合においても、これに対する司法裁判所の審査権は⑦と同様である。

⑨安保条約（およびこれに基づくアメリカ合衆国軍隊の駐留）は、憲法第 9 条、第 98 条第 2 項および前文の趣旨に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは認められない。

⑩行政協定は特に国会の承認を経ないが違憲無効とは認められない。

出所：畠（2006：96）より筆者作成

この上告審判決の内容は原判決のそれとはおよそ異なるものである。上告審判決は、憲法第 9 条第 2 項の「戦力」とは、「わが国が主体となって指揮権、管理権を行使」するものを指し、駐留米軍はこれに該当しないとした。また、日米安保条約については、「高度の政治性を有する」ので「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外」であるとし、いわゆる「統治行為論」を採用して、憲法判断を避けた。なお、第 9 条第 1 項については、侵略戦争の放棄を定めたものであるとして、前述の A 説と同様の立場に立つことを明らかにしたが、第 2 項の「戦力不保持」との関係については、AX 説（限定放棄説）と AY 説（2 項全面放棄説）のいずれの立場に立つのか明言を避けている。

2-3-3 恵庭事件訴訟

恵庭事件は、北海道の恵庭町にある陸上自衛隊基地（演習場）内で、周辺の農民が実弾射撃演習に抗議して通信線を切断した結果、自衛隊法違反として起訴された事件である。判決は、通信線は自衛隊法第 121 条でいう「その他の防衛の用に供する物」に該当しないとして無罪とし、さらに、被告人の行為が「自衛隊法第 121 条の構成要件に該当しない」との結論に達した以上、「憲法問題に関し、なんらの判断を行う必要がないのみならず、これを行うべきでもない」として、自衛隊の合憲性の問題についての憲法問題を回避した。なお、この判決に対しては上訴は行われず無罪が確定した。

2-3-4 長沼事件訴訟

長沼事件は、北海道の長沼町に航空自衛隊のナイキ・ミサイル基地（高射群施設）を建設するため、農林水産大臣が当該用地の保安林指定解除処分を行ったことに対して、地元住民がこの処分の取り消しを求めて提訴した事件である。裁判では自衛隊法の合憲性が本格的に争われた。第 1 審判決は、原告の請求を認容したが、その内容は次のとおりである。

表 2-5 第 1 審判決

- | |
|---|
| <p>①林法の保安林制度の目的も、帰するところ、憲法の基本原理である民主主義、基本的人権尊重主義、平和主義の実現のために地域住民の平和のうちに生存する権利、すなわち平和的生存権を保護しようとしているものと解するのが正当であり、平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利益がある。そして、高射群施設やこれに併置されるレーダー等の施設基地は一朝有事の際にはまず相手国の攻撃の第一目標になることから、原告の平和的生存権が侵害される危険がある。</p> <p>②憲法第 9 条第 1 項の「戦争放棄」は侵略戦争の放棄を意味する。</p> <p>③第 9 条第 2 項の「前項の目的」とは、「第 1 項を規定するに至った基本精神、つまり同項を定めるに至った目的である「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」という目的を指す」ものであり、「侵略戦争の放棄のみの目的と解すべきではない」。後者の解釈は、憲法前文の趣旨に合致せず、「現行憲法の成立の歴史的経緯にも反し」、「交戦権放棄の規定にも抵触する」ものであり、「現行憲法には宣戦、講話などの戦争行為に関するいっさいの規定を置いていないことからあきらかである」。</p> <p>④第 9 条第 2 項の「陸海空軍」とは、「通常の観念で考えられる軍隊の形態であり」、「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」を指し、「このなかにはもっぱら戦争遂行のための軍需生産設備なども含まれる」。</p> <p>⑤第 9 条第 2 項で「いっさいの戦力を保持しないとされる以上、軍隊、その他の戦力を保持しないとされる以上軍隊、その他の戦力による自衛戦争、制裁戦争も、事実上</p> |
|---|

事実上行うことが不可能となった」のである。

⑥「外部からの不正な武力攻撃や侵略を防止するために必要最低限度の自衛力は憲法第 9 条第 2 項にいう戦力にはあたらない」、すなわち、「自衛力は戦力ではない」との国側が主張するような考え方に立つと、「現在世界の各国はいずれも自国の防衛のために必要なものとしてその軍隊ならびに軍事力を保有しているのであるから、それらの国々は、いずれも戦力を保有していない、という奇妙な結論に達さざるをえないのであって、結局、「戦力」という概念は、それが、自衛または制裁戦争を目的としたものであるか、あるいは、その他の不正または侵略戦争を目的とするものであるかにかかわらず、その客観的性質によってきめなければならないものである」。

⑦第 9 条第 2 項の「交戦権」とは、「国際法上の概念として、交戦国が国家としてもつ権利で、敵の兵力を殺傷、破壊したり、都市を攻撃したり、占領地に軍政をしいたり、中立国に対しても一定の条件のもとに船舶を臨検し、また、その貨物を没収したりするなどとする権利の総称をいう」ものであり、「交戦権を、ひろく国家が戦争をする権利と解する立場は、第 1 項の国権の発動たる戦争と重複し、妥当ではない」。

⑧「わが国が、独立の主権国として、その固有の自衛権までも放棄したものと解すべきでないことは当然である」が、「自衛権を保有し、これを行使することは、ただちに軍事力による自衛に直結しなければならないものではない」。「自衛権の行使方法が数多くあり」、「国家がその基本方針としてなにを選択するかは、まったく主権者の決定に委ねられて」おり、日本国民は「憲法において全世界に先駆けていっさいの軍事力を放棄して、永久平和主義を国の基本方針として定立したのである」。

⑨編成、規模、装備、能力からすると、自衛隊は明らかに外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体と認められるので、軍隊であり、それゆえに陸、海、空各自衛隊は、憲法第 9 条第 2 項によってその保持を禁ぜられている陸海空軍という戦力に該当する。

⑩このような自衛隊の組織、編成、装備、行動などを規定している防衛庁設置法、自衛隊法その他これに関連する法規は、いずれも憲法第 9 条第 2 項に違反し、憲法第 98 条によりその効力を有しえない。

出所：畠（2006：98）より筆者作成

この判決は、憲法第 9 条について前述の AY 説の立場に立ったうえで、自衛隊は第 9 条第 2 項にいう「陸海空軍」に該当し「戦力」に該当するので違憲であるとし、自衛隊についての憲法判断を示した初の判決である。また、この判決は、「戦力」や「交戦権」の定義など第 9 条に関する広範な多くの論点について見解を示すとともに憲法前文の平和的生存権について、その裁判の規範性を認めたことも注目される。また、この第 1 審判決に対して、国側は控訴したが、控訴審判決は、原告らの訴えの利益を否定して原判決を取り消した。

2-4 自衛隊法

自衛隊については、その組織と定数は防衛庁設置法で定められているが、さらに、同法第 7 条をうけて、自衛隊の任務、部隊の組織・編成、自衛隊の行動・権限、隊員の身分取扱等について定めているのが自衛隊法である。

自衛隊法では、自衛隊の任務について、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする」としている。すなわち、自衛隊の主たる任務はわが国の防衛である。さらに、これをうけて、自衛隊法第 6 章は、任務遂行のために行う「自衛隊の行動」について定めている。第 6 章で列挙された自衛隊の行動については前述のとおりであるが、これらは、「その性格により」、大きく三つに分類することができる。すなわち、①防衛的行動、②警察的行動、③災害対処行動である。これにしたがって自衛隊法第 6 章で列挙された自衛隊の行動を分類すると次の表ようになる。

表 2-6 自衛隊による行動

①防衛的行動	・ 防衛出動（第 76 条） 防衛出動待機（第 77 条） 防衛施設構築の措置（第 77 条の 2） 防衛出動下令前の行動関連措置（第 77 条の 3） 国民保護等派遣（第 77 条の 4） ・ 対領空侵犯措置（84 条）
②警察的行動	・ 治安出動 命令による治安出動（第 78 条） 命令による治安出動待機（第 79 条） 治安出動下令前に行う情報収集 要請による治安出動 ・ 警護出動（第 81 条の 2） ・ 海上における警備行動（第 82 条） ・ 弾道ミサイル等に対する破壊措置（第 82 条の 2） ・ 対領空侵犯措置（第 84 条）
③災害対処行動	・ 災害派遣（第 83 条） ・ 地震防災派遣（第 83 条の 2） ・ 原子力災害派遣（第 83 条の 3）

出所：畠（2006：193）より筆者作成

これらのうち自衛隊の行動の中心をなすのが「防衛出動」である。この防衛出動については、自衛隊法第 76 条は、「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる」としている。このうち「わが国に対する外部からの武力が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」

とは武力攻撃事態対処法にいう武力攻撃事態のことであり、すなわち、防衛出動は、武力攻撃事態に際して、内閣総理大臣により、必要に応じて下令されるのである。また、自衛隊法第 76 条は、防衛出動を下令する場合においては、武力攻撃事態法第 9 条の定めるところにより、国会の承認を得なければならないとしており、すなわち、防衛出動の下令には国会の承認が必要であるとしている。

次に、命令による治安出動は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合に、内閣総理大臣が自衛隊に出動を命じるものである。なお、この場合には、内閣総理大臣は、出動を命じた日から 20 日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならないとされ、すなわち、国会に事後承認を得なければならないこととされている。さらに、自衛隊法は、命令による治安出動に関連して、つぎのような自衛隊の行動についての規定をおいている。

つぎに、要請による治安出動であるが、これは、都道府県知事が、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に、当該都道府県の公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、自衛隊の部隊等の出動を要請し、これを受けて、内閣総理大臣が、事態やむを得ないと認める場合に下令するものである。この要請による治安出動の場合には、命令による治安出動よりも相対的に規模の小さい事態が想定されると思われるため、国会の事後承認は必要とされていないが、都道府県議会との関係では、自衛隊法は、知事は、治安出動を要請した場合に、事態が収まった後、すみやかに、その旨を当該都道府県の議会に報告しなければならないとしている。また、知事は、事態が収まり、部隊等の出動がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならないとされている。

第3章 自衛隊に対するイメージ

自衛隊創設当初より、自衛隊に対する世論はさまざまであった。第2章で記述したが、特に創設当初では反対意見が多数という時代もあり、その存在自体が違憲なのではないかという声もあった。しかし、近年の自衛隊は震災時における災害派遣や国際平和協力活動における積極的な参加の様子がメディアで取り上げられるようになり、世間のイメージにも大きな印象を与えていることは間違いないであろう。

そこで私は、2014年に内閣府が行った自衛隊に関する世論調査を基に、自身の在学している北海道教育大学旭川校において、総勢376人に対して自衛隊に関するアンケート調査を行った。

3-1 内閣府の世論調査

まず初めに、内閣府ホームページで公開されている2015年に行われた自衛隊・防衛問題に関する世論調査を基に、世間一般の自衛隊に対する意見について迫っていきたいと思う。その上で内閣府の行なった調査における概要について以下に示す。

表 3-1 調査の概要

調査項目	1.自衛隊・防衛問題に対する関心 2.自衛隊に対する印象 3.防衛体制についての考え方 4.自衛隊の役割と活動に対する意識 5.防衛についての意識 6.日本の防衛の在り方に関する意識
関係省庁	防衛省
調査対象	1.母集団 全国20歳以上の日本国籍を有する方 2.標本数 3,000人 3.抽出方法 層化2段無作為抽出法
調査時期	平成27年度1月8日～1月18日
調査方法	調査員による個別面接聴取法
調査実施機関	一般社団法人 中央調査社
回収結果	1.有効回収数（率） 1,680人（56,0%） 2.調査不能数（率） 1,320人（44,0%） —不能内訳— 転居 104人 長期不在 99人 一時不在 485人 住所不明 34人 拒否 506人 被災 0人 その他（病気など） 92人

出所：内閣府 HP

3-1-1 自衛隊・防衛問題への関心

自衛隊や防衛問題に関心があるかどうかの調査項目では、「関心がある」とする者の割合が 71.5%（「非常に関心がある」19.4%＋「ある程度関心がある」52.1%）、「関心がない」とする者の割合が 28.2%（「あまり関心がない」22.9%＋「全く関心がない」5.2%）となっている。また、都市規模別に見た場合、「関心がない」とする者の割合は小都市で高くなり、性別に見た場合、「関心がある」とする者の割合は男性が高い。さらに年齢別で見た場合、「関心がある」とする者の割合は 60 歳代、70 歳代で、「関心がない」とする者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、それぞれ高くなっている。

自衛隊や防衛問題に「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と答えた者（1202 人）に、その理由を聞いたところ、「日本の平和と独立に係わる問題だから」と答えた者の割合が 46.1%、「国際社会の安定に係わる問題だから」と答えた者の割合が 19.8%、「大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接な関わりを持つから」と答えた者の割合が 26.5%、「マスコミなどで話題になることが多いから」と答えた者の割合が 2.4%、「国民の税金を使っているから」と答えた者の割合が 3.3%、「自衛隊は必要ないから」と答えた者の割合が 0.7%となっている。前回の調査結果(平成 24 年 1 月「自衛隊・防衛問題に関する調査」の調査結果をいう、以下同じ)と比較してみると、「日本の平和と独立に係わる問題だから」（39.4%→46.1%）をあげた者の割合が上昇し、「大規模災害など各種事態への対応などで国民生活に密接な関わりを持つから」と答えた者の割合は町村で高くなっている。

反対に自衛隊や防衛問題に「あまり関心がない」、「全く関心がない」と答えた者（473 人）に、その理由を聞いたところ、「差し迫った軍事的脅威が存在しないから」と答えた者の割合が 20.3%、「自衛隊は必要ないから」と答えた者の割合が 3.0%、「自分の生活に関係ないから」と答えた者の割合は 30.4%、「自衛隊や防衛問題についてよくわからないから」と答えた者の割合が 43.6%となっている。ここでの調査は前回調査と比較してみても。大きな変化はみられなかったようである。

3-1-2 自衛隊に対する印象

全般的に見て自衛隊に対して良い印象を持っているか聞いたところ、「良い印象を持っている」とする者の割合が 92.2%（「良い印象を持っている」41.1%＋「どちらかといえば良い印象を持っている」50.8%）、「悪い印象を持っている」とする者の割合が 4.8%（「どちらかといえば悪い印象を持っている」4.1%＋「悪い印象を持っている」0.7%）となっている。都市規模別に見た場合、「良い印象を持っている」とする者の割合は中都市で高くなっている。また、性別で見ると「良い印象を持っている」とする者の割合は男性で高くなっている。

3-1-3 防衛体制についての考え方

全般的に見て日本の自衛隊は増強した方がよいと思うか聞いたところ、「増強した方がよい」と答えた者の割合が 29.9%、「今の程度でよい」と答えた者の割合が 59.2%、「縮小した方がよい」と答えた者の割合が 4.6%となっている。前回の調査結果と比較すると、「増強した方がよい」(24.8%→29.9%)と答えた者の割合が上昇している。また、性別に見ると、「増強した方がよい」と答えた者の割合は男性で、「今の程度でよい」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。年齢別に見ると、「増強した方がよい」と答えた者の割合は 70 歳以上で、「今の程度でよい」と答えた者の割合は 40 歳代で、それぞれ高くなっている。

3-1-4 自衛隊の役割と活動に対する意識

自衛隊には各種の任務や仕事を与えられているが、自衛隊が存在する目的は何だと思うか聞いたところ、「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者輸送など）」を挙げた者の割合が 81.9%と最も高く、以下、「国の安全の確保（周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃の対処など）」(74.3%)、「国内の治安維持」(52.8%)、「国際平和協力活動への取組(国連 PKO や国際緊急救助活動など)」(42.1%)などの順となっている。

前回の調査と比較すると、「国内の治安維持」(47.9%→52.8%)を挙げた者の割合が上昇し、「国際平和協力活動への取組(国連 PKO や国際緊急援助活動など)」(48.8%→42.1%)を挙げた者の割合が低下している。都市規模別に見ると、「国内の治安維持」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。また、性別で見ると「国の安全の確保（周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応など）」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。さらに、年齢別に見ると「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者輸送など）」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で高くなっている。

自衛隊はどのような面に力を入れていったらよいと思うか聞いたところ、「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者搬送など）」を挙げた者の割合が 72.3%、「国の安全の確保（周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応など）」を挙げた者の割合が 69.9%と高く、以下、「国内の治安維持」(48.8%)、「国際平和協力活動への取組(国連 PKO や国際緊急援助活動など)」(35.7%)などの順になっている。前回の調査結果と比較してみると、「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者搬送など）」(76.3%→72.3%)、「国際平和協力活動への取組(国連 PKO や国際緊急援助活動など)」(43.5%→35.7%)を挙げた者の割合が低下し、「国内の治安維持」(41.7%→48.8%)を挙げた者の割合が上昇している。都市規模別に見ると「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者搬送など）」を挙げた者の割合は小都市で高くなっている。また、性別で見ると「災害派遣（災害の時の援助活動や緊急の患者搬送など）」を挙げた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。さらに、年齢別で見ると「災害派遣（災害の時の緊急援助や緊急の患者搬送など）」を挙げた者の割合は 50 歳代で高くなっている。

自衛隊が今までに実施してきた災害派遣活動について、どのように評価するか聞いたところ、「評価する」とする者の割合が 98.1%（「大いに評価する」64.9%＋「ある程度評価する」33.2%）、「評価しない」とする者の割合が 1.3%（「あまり評価しない」1.3%）となっている。都市別に見ると、大きな差異はない。

これまでの自衛隊の海外での活動について、どの程度評価するか聞いたところ、「評価する」とする者の割合が 89.8%（「大いに評価する」39.2%＋「ある程度評価する」50.6%）、「評価しないとする者」とする者の割合が 7.3%（「あまり評価しない」6.5%＋「全く評価しない」0.8%）となっている。都市規模別に見ると、大きな差異はない。

自衛隊による国連 PKO への参加への参加や国際緊急援助活動などの「国際平和協力活動」について、どのように取り組んでいくべきだと思うか聞いたところ、「これまで以上に積極的に取り組むべきである」と答えた者の割合が 25.9%、「現状の取り組みを維持するべきである」と答えた者の割合が 65.4%、「これまでの取り組みから縮小するべきである」と答えた者の割合が 4.6%、「取り組むべきでない」と答えた者の割合が 1.0%である。前回の調査結果と比較して見ると、「現状の取り組みを維持するべきである」（61.3%→65.4%）と答えた者の割合が上昇している。性別で見ると、「これまで以上に積極的に取り組むべきである」と答えた者の割合は男性で高くなっている。また、年齢別に見ると「現状の取り組みを維持するべきである」と答えた者の割合は 20 歳代で高くなっている。

3-1-5 防衛についての意識

もし身近な人が自衛隊員になりたいと言ったら、賛成するか聞いたところ、「賛成する」とする者の割合が 70.4%（「賛成する」27.9%＋「どちらかといえば賛成する」42.6%）、「反対する」とする者の割合が 23.0%（「どちらかといえば反対する」17.0%＋「反対する」6.0%）となっている。前回の調査と比較してみると、「反対する」（19.2%→23.0%）とする者の割合が上昇している。性別に見ると、「賛成する」とする者の割合は男性で、「反対する」とする者の割合は女性でそれぞれ高くなっている。

また、もし身近な人が自衛隊員になりたいと言ったら、「賛成する」、「どちらかといえば賛成する」と答えた者（1183 人）に、その理由は何か聞いたところ、「日本の平和と独立を守るという誇りのある仕事だから」を挙げた者の割合が 60.9%と最も高く、以下、「立派な職業のひとつだから」（47.4%）、「国際社会の安定に役立つ仕事だから」（50.7%→46.2%）を挙げた者の割合が低下している。年齢別に見ると、「日本の平和と独立を守るという誇りのある仕事だから」を挙げた者の割合は 60 歳代、70 歳代以上で、「立派な職業のひとつだから」を挙げた者の割合は 20 歳代でそれぞれ高くなっている。

反対に、もし身近な人が自衛隊員になりたいと言ったら、「どちらかといえば反対する」、「反対する」と答えた者（386 人）に、その理由は何か聞いたところ、「戦争などが起こった時は危険な仕事だから」を挙げた者の割合が 75.1%と最も高く、以下、「自衛隊の実情がよくわからないから」（32.4%）、「仕事が厳しそうだから」（25.4%）などの順となって

いる。性別に見ると、「戦争などが起こった時は危険な仕事だから」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

国民が国を守るという気持ちをもっと持つようにするため、教育の場で取り上げる必要があると思うか聞いたところ、「教育の場で取り上げる必要がある」と答えた者の割合が 72.3%、「教育の現場で取り上げる必要はない」と答えた者の割合が 21.6%となっている。年齢別に見ると、「教育の場で取り上げる必要がある」と答えた者の 70 歳代以上で高くなっている。

3-1-6 日本の防衛の在り方に関する意識

日本は現在、アメリカと安全保障条約を結んでいるが、この日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか聞いたところ、「役立っている」とする者の割合が 82.9%（「役立っている」38.5%＋「どちらかといえば役立っている」44.4%）、「役立っていない」とする者の割合が 11.5%（「どちらかといえば役立っていない」8.9%＋「役立っていない」2.7%）となっている。都市的に見ても大きな差異はない。しかし、性別で見ると「役立っている」とする者の割合は男性で高くなっており、年齢的に見ると「役立っている」とする者は 20 歳代で高くなっている。

日本の安全を守るためにはどのような方法をとるべきだと思うか聞いたところ、「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」と答えた者の割合が 84.6%、「日米安全保障条約をやめて、自衛隊だけで日本の安全を守る」と答えた者の割合が 6.6%、「日米安全保障条約をやめて、自衛隊も縮小または廃止する」と答えた者の割合が 2.6%となっている。都市別に見ると大きな差異はない。しかし、性別で見ると「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」と答えた者の割合は男性で高くなっており、年齢別に見ると「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」と答えた者の割合は 20 歳代で高くなっている。

同盟国であるアメリカ以外の国とも防衛協力・交流を進展させることは、日本の平和と安全に役立っていると思うか聞いたところ、「役立っている」とする者の割合が 82.3%（「役立っている」42.1%＋「どちらかといえば役立っている」40.2%）、「役立っていない」とする者の割合が 9.7%（「どちらかといえば役立っていない」7.5%＋「役立っていない」2.2%）となっている。性別に見ると「役立っている」とする者の割合は男性で高くなっている。また、年齢別に見ると「役立っている」とする者の割合は 20 歳代、30 歳代、50 歳代で高くなっている。

さらに、同盟国であるアメリカ以外の国とも防衛協力・交流を進展させることは、日本の平和と安全に「役立っている」、「どちらかといえば役立っている」と答えた者（1383 人）に、特に、どの国や地域と防衛協力・交流を進展させることが日本の平和と安全にとって役に立つか聞いたところ、「東南アジア諸国連合」を挙げた者の割合が 49.0%と最も高く、以下、「韓国」（40.8%）、「中国」（40.3%）、「ヨーロッパ諸国（ロシアを除く、イギリス・

フランスなどの主要国)」(36.9%)などの順となっている。前回の調査と比較してみると、「韓国」(61.5%→40.8%)、「中国」(61.7%→40.3%)を挙げた者の割合が上昇している。都市別に見ると大きな差異はない。しかし、性別で見ると「東南アジア諸国連合」を挙げた者の割合は男性で、「中国」を挙げた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。また、年齢別に見ると「東南アジア諸国連合」を挙げた者の割合は60歳代で、「韓国」を挙げた者の割合は50歳代で、「ヨーロッパ諸国（ロシアを除く、イギリス・フランスなどの主要国）」を挙げた者の割合は20歳代、30歳代で、それぞれ高くなっている。

3-2 大学におけるアンケート調査

3-2-1 調査の目的と概要

この小題では、私が北海道教育大学旭川校の学生を対象に行なったアンケート調査を基にし、若い世代が自衛官に対して主にどのような印象や意見を持っているのかという疑問を解き明かしていこうと思う。

ここでは、集められたデータ結果のまとめを記述していき、その結果得られた考察は第5章のまとめで記述している。考察は基本情報に基づき、例えば男性と女性で意見が分かれるように、学生達が自衛隊に抱く印象には性別や生まれ育った環境、両親の意見によってどのような傾向が現れるのかという点についてまとめていく。また、データ結果を詳しく図表に表したものは論文の最後に参考資料としてまとめている。

表 3-2 調査の概要

調査項目	・ 基本情報 1.性別 2.年齢 3.親族（両親、兄弟、姉妹、祖父母、従兄弟、叔父等）に自衛官の方はいるか 4.3 でいると答えた方で、親族から一度でも自衛隊を勧められた経験はあるか 5.友人・知人に自衛官の方はいるか 6.実家では、どこ新聞をとっているか 7.両親は自衛隊に肯定的か、否定的か、どちらでもないか 8.地元で自衛隊の基地はあるかどうか 9.被災や遭難などにおいて直接的に自衛隊の支援を受けたことがあるかどうか ・ 仕事について 1.休日以外は訓練ばかり行なっている 2.並以上の体力がなければ自衛官にはなることができない 3.女性自衛官は全体の1%に満たないと思うか 4.地元の地域に貢献している 5.国際的な活動に積極的に参加している
------	---

	6.部活動のように上下関係が厳しい 7.上司からの暴力が存在している 8.部隊内でのいじめが多い 9.自殺者が多い ・私生活について 1.生活面で多くの制約を受けている (外出、外泊、買物、恋愛等) 2.異性の自衛官と結婚することは不安な点が多い 3.自衛官として働いてみたい 4.自衛官は違憲な存在であるとする 5.自衛官が存在しなくても日本は現在のような平和を維持できると思う 6.自衛官のこれからの活動に期待している (北朝鮮問題、災害派遣等)
調査対象	北海道教育大学に在学する学生（院生含む）
調査時期	平成 27 年度 11 月下旬～12 月上旬
調査方法	アンケート
回収結果	総勢 376 名

出所：筆者作成

3-2-2 仕事について

まず、若い世代が自衛官という仕事についてどのような印象を抱いているのかをみていく。

一つ目に、「休日以外は訓練ばかり行なっていると思うか」という問いについてであるが、この質問項目を設けた意図としては、自衛官という仕事についてどれだけ理解しているのかという点を計るためである。結果は、「そう思う」が 20.4%、「やや思う」が 43.8%と合わせて 64.2%であるように、「休日以外は訓練ばかり行なっていると思う」の割合が過半数となった。

自衛隊という職業は、第 1 章でも記述したように職種がとても幅広く、普段は自身が配属されている部隊においてその任務を全うしている。中には訓練ばかり行う部隊もあれば、ほとんど訓練を行わずに事務的な仕事に従事しているような部隊も存在している。そのため訓練等のトレーニングばかりを行う印象を抱き入隊した者のなかには、現実と理想が合わずに辞めてしまう者もいるようである。また、その逆も然りである。しかし、自衛隊では教育期間を終えた時期に本人の希望と適正に合わせた職種選考を行うため、各々の職場で個人が活躍できるシステムを起用している。

二つ目に、「並以上の体力がなければ自衛官にはなることができない」という問いについてであるが、この問いの意図は上記の問いと同様である。結果は、「そう思う」が 42.2%、「やや思う」が 36.6%と合わせて 78.8%であるように、「並以上の体力がなければ自衛官になることができない」の割合が過半数となった。

上でも述べたように、自衛隊の職種は幅広く、中には体力をあまり必要としない職種も

あれば、幹部として部隊を指揮する立場となれば、身体を動かす機会は少ないといえるであろう。

一つ目、二つ目の問いについてであるが、私自身の身の回りの友人などに聞いた結果も交え、自衛隊に幅広い職種が存在することは意外にも知られていないという事実が分かった。

三つ目に、「女性自衛官は全体の 1%に満たないと思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は上記と同様である。結果は、「思わない」が 26.0%、「あまり思わない」が 28.4%と合わせて 54.4%であるように、「女性自衛官は全体の 1%以上であると思う」の割合が過半数となった。

以下の表は 2012 年から 2016 年までの女性自衛官の割合を示したものである。表を見てわかるように、毎年少しずつ全体に対する女性の割合は増加している。特に、2015 年度から 2016 年度にかけては男性自衛官が減少しているにも関わらず、女性自衛官は増加している。また、幹部として活躍する女性自衛官も多く、筆者が 10 月に参加した幹部候補生合格者懇談会においても多くの女性を見かけた。

表 3-3 男女別在職者数推移

年度	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年
A 総数	224,526	225,712	226,742	227,339	224,422
B 男性	212,176	213,113	213,784	213,864	210,715
C 女性	12,350	12,599	12,958	13,476	13,707
割合(C/A)	5.5%	5.6%	5.7%	5.9%	6.1%

出所：防衛省 HP より筆者作成

四つ目に、「地元地域に貢献していると思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は、回答者の自衛官に対する良い印象をもたせる一つの要因として考えられるものとして、どのようなものが挙げられるかという点で選択した。結果は、「そう思う」が 30.8%、「やや思う」が 38.2%と合わせて 69.0%であるように、「地元地域に貢献していると思う」の割合が過半数となった。

この問いについては、地元地域に自衛隊基地があるかどうか、または両親の自衛官に対する印象によって意見が分かれるのではないかと感じるため、後のまとめにおいてその点について言及していきたいと思う。

五つ目に、「国際的な活動に積極的に参加していると思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は上と同様である。結果は、「そう思う」が 27.1%、「やや思う」が 41.4%と合わせて 68.5%であるように、「国際的な活動に積極的に参加していると思う」の割合が過半数となった。

この問いについては、自衛隊の国際的活動に関する知識の有無によって意見が分かれるのではないかと感じた。実際には、日本は国際的な活動に積極的に取り組んでおり、数多

くの実績を残している。この実績については、小中学校の社会科の授業等で実際に扱われている事実である（PKOや災害派遣について等）。

六つ目に、「部活動のように上下関係が厳しいと思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は、上記とは反対に回答者に良くない印象を与えている要因の一つとして挙げられるものとしてどのようなものが挙げられるかという点で選択した。結果は、「そう思う」が 59.2%、「やや思う」が 31.6%と合わせて 90.8%であるように「部活動のように上下関係が厳しいと思う」の割合が圧倒的に過半数となった。

この問いについては、実際に回答者に対して良くない印象を与えているのかどうか分からないため、後のまとめで言及していきたいと思う。

七つ目は、「上司からの暴力が存在していると思うか」という問いについてであるが、その問いの意図は上記と同様である。結果は「そう思う」、「そう思わない」が、ほとんど半数というものであった。

この問いについては、自衛官のインタビューの際に伺った話であるが、昔の陸軍時代には暴力が横行していたということを聞くが、現在の教育現場と同じように、今暴力を振るうようなことがあれば、なにかしらの形で厳しい懲罰があることは間違いないということであった。

八つ目は、「部隊内でのいじめが多いと思うか」という問いについてであるが、この問いの意図については上記と同様である。結果は、「そう思わない」が 19.4%、「あまり思わない」が 32.6%で合わせて 52.0%、さらに「わからない」が 13.5%と意見がほとんど均衡しているものであった。

この問いについては、その実態についてよくわからないため、自衛官へのインタビューの際に数名の方に聞いてみたが、身の周りでのいじめのような事態が起こっていたことは無いが、他の部隊においてはわからないという回答であった。また上記で述べたように、現状として暴力については厳しく取り締まられているらしく、そのような行為はほとんどあり得ないようである。

九つ目は、「自殺者が多いと思うか」という問いについてであるが、この問いの意図については上記と同様である。結果は、「そう思わない」が 27.3%、「あまり思わない」が 32.6%と合わせて 59.9%であるように、「自殺者が多いとは思わない」の割合が過半数という結果となった。

この問いについて事実のところは分からないが、現在自衛官を辞職した場合でも他の職業を紹介してくれる制度が充実しているため、仕事に対してストレスを感じても転職がしやすいという点から、自殺者は他の職業に比べても反対に少ないのではないかと私は予想している。

3-2-3 私生活について

次に、若い世代が自衛官の私生活に対して抱いている印象についてみていく。

一つ目は、「生活面で多くの制約を受けていると思うか」という問いについてだが、この問いの意図は、回答者が自衛隊の仕事以外における私生活の面をよく理解しているかどうかを計ることにある。結果は、「そう思う」が 21.5%、「やや思う」が 39.8%と合わせて 61.3%であるように、「生活面で多くの制約を受けていると思う」の割合が過半数という結果となった。

実際には教育期間の自衛官や独身の自衛官は、基地内にある寮において生活している方が多く、寮には複数の規則が存在しており生活面における制約はあるともいえる。しかし、寮に住まずに、基地の外で暮らしている方も多くいることや、寮に住むことで家賃や光熱費などの出費を抑えることができる利点から、生活面での制約を受けているとはいえない。

二つ目に、「異性の自衛官と結婚することは不安な点が多いと感じるか」という問いについてであるが、この問いの意図は自衛官に対しては良い印象を持っているが、いざ結婚するとなると不安な点が多く、結婚することだけは避けたいと感じている人がいるかどうかという検証をすることにある。結果は「そう思う」、「そう思わない」がほとんど半数であった。

意外にも結婚相手を選ぶ上で自衛官という職業だからという理由で拒むという人はほとんどおらず、むしろ最近では安定した公務員という見られ方をすることが多くなってきているため、結婚相手として好印象であると感じる方も増えているのではないだろうか。

三つ目に、「自衛官として働いてみたい」という問いについてであるが、この問いの意図については、自衛官として働いてみたいぐらいに憧れを抱いている者の有無を検証するためである。結果は、「思わない」が 62.9%、「あまり思わない」が 19.6%と合わせて 82.5%であるように「自衛官として働かなくてもよい」の割合が過半数という結果となった。

この問いについては、質問対象者が教育大生であったため特殊なデータになってしまった可能性もあり、データとしてはあまり有効的なものとはいえないだろう。

四つ目に、「自衛隊は違憲な存在であると思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は、根本的に自衛隊の存在に否定的である人がいるのかどうかという検証をすることにある。結果は、「そう思わない」が 46.9%、「あまり思わない」が 30.2%と合わせて 77.1%であるように、「自衛隊は違憲な存在であるとは思わない」の割合が過半数であった。

この問いについてはあまり有効的なデータは集められず、私自身の感覚として自衛隊に対して反対の立場にいても違憲とまでは言えないという立場が多いように感じた。

五つ目に、「自衛官が存在していなくても現在の平和を維持できると思うか」という問いについてであるが、この問いの意図は、回答者が自衛官に対して絶対的な信頼をおいて

いるかどうかを検証するためという点にある。結果は、「そう思わない」が 46.4%、「あまり思わない」が 30.5%と合わせて 76.9%であるように「自衛官が存在していなければ現在の平和を維持することはできない」の割合が過半数であった。

この問いの結果をみてわかるように、ほとんどの学生が自衛隊の存在価値は高いという立場に立っているということが分かる。つまりは、自衛隊の活動に対して賛成であるとも捉えることができる。

六つ目に、「自衛隊のこれからの活動に期待しているか」という問いについてであるが、この問いの意図については、上記と同様である。結果は、「そう思う」が 39.0%、「やや思う」が 41.1%と合わせて 80.1%であるように「自衛隊のこれからの活動に期待している」の割合が過半数であった。

この問いについては上記と同様で、学生たちが自衛隊に対してその存在価値を認め、これからの活動に対しても期待しているということが直接的にわかる結果となった。

第4章 自衛官の実態

自衛官は一般的な公務員や他の民間企業とは異なり、世間一般的に特殊な職業であるというイメージが強い。私はその実態を知るため、旭川地方協力本部協力のもと、自衛官の方々へのアンケート調査、インタビューを行なった。今回対象としたのは、自衛官のなかでも普段は地方協力本部で勤務されているの方々である。その中でも職種・役職・階級が幅広くなるよう、広報官の方に調査対象者を選んで頂いた。

本章では、自衛官の方が主にどのようなライフヒストリーを送られてきたのかという点についてアンケート調査、インタビューをもとに明らかにしていく。2つの調査に協力して頂いた方々の基本情報と質問項目は以下の通りである。

表 4-1 調査対象者の基本情報

名前	性別	役職	階級	聞き取りした内容
A	女性	南地区隊	予備自衛官	予備自衛官
B	男性	副本部長	事務官	防衛事務官の役割
C	男性	募集課長	1等陸佐	海上自衛隊
D	男性	援護班長	3等陸佐	退職自衛官に対する就職援護
E	男性	南地区隊長	1等空尉	航空自衛隊
F	男性	北地区隊長	2等陸尉	陸上自衛隊
G	男性	総務課	陸准尉	自衛官等人事
H	男性	募集隊	陸曹長	上級陸曹の役割
I	女性	募集隊	2等海曹	女性自衛官
J	男性	北地区隊	2等陸曹	災害派遣等の体験談

出所：筆者作成

4-1 仕事

ここでは、アンケート・インタビューで得た情報をもとに自衛官の方々が現在の仕事についてどのような思いを抱いているかについてまとめていく。

また、質問項目7については項目6と共通する質問なので、まとめて記述していきたいと思う。

表 4-2 仕事についての質問項目

項目	質問内容
1	自衛隊(防衛省)を目指した理由はなにか
2	自衛官(事務官)の仕事でやりがいを感じることはなにか
3	辞めたいと本気で考えたことはあるか
4	自衛官を志していた時の理想と現在のギャップはあるか
5	入隊時(採用時)に掲げていた目標はあるか
6	今までの自衛隊生活(事務官生活)で最もやりがい・苦勞を感じたこと
7	現在の仕事内容の満足度について

出所：筆者作成

4-1-1 志望動機

自衛官となった志望動機のなかでも最も多かった意見は「公務員で安定しているから」で 5 人、次に「パイロットになりたい、艦に乗りたいため」など乗り物などへの憧れが 2 人、そして「自衛隊への将来性を考えたため」、「親戚に勧められたため」が各 1 人ずつという結果となった。

結論としては半数が自衛隊を公務員として、その安定性にメリットを感じて入隊した方であった。その他の意見もあったが、共通して収入が安定しているから、ということも要因の一つであると考えられる。

4-1-2 やりがいを感じることに

やりがいを感じることのなかで最も多かった意見は「与えられた任務を達成したとき」で 5 人、次に「国防を担っていると実感することができること」が 2 人、そして「自分の成長を感じたとき」、「一般的に体験できないようなさまざまな業務を体験することができる」が各 1 人ずつという結果となった。

やはり、日頃から演習における訓練などで肉体的にも精神的にも大変な業務が多いだけに、任務を終えたときの達成感はとても大きなものであると考えられる。

4-1-3 辞めたいと本気で考えたことはあるか

この質問項目では 4 人は辞めたいと感じたことがなく、反対に辞めたいと感じた方々の要因はさまざまであった。辞めたいと考えた経験のある 6 人のうち 2 人は「入隊してから人間関係が嫌になったため」という理由で、「自衛官以外の職業で自分を試してみたいかった」という方が 1 人、その他で実際に一度退職している方が 1 人という結果となった。

辞めたいと感じたことがある方々の意見に注目してみると、意外にも他の職業と比べて特別な要因というものはなく、入隊後の職場の仲間同士での距離感が近いゆえに、人間関係における問題点が必然的に生まれてくるとということが予想できる。これは、学生時代の体育会系の部活動と同様に起るものだと考えられる。

4-1-4 理想と現実のギャップはあったか

この質問項目では、半数の方が理想と現実のギャップを感じていないことが分かった。また、そういった方々の自衛官としての仕事に対する満足度は高い傾向にあることも同時にわかった。インタビューやアンケートの中でも、入隊前に描いていた「訓練ばかりできついイメージ」が、実際には事務的な作業がとても多く、職種や階級にはよるが、ほとんど体力的な訓練をしない自衛官も存在している。陸海空各自衛隊の職種については前章において記述したが、各自衛隊は共通して教育隊を終了するとともに個人の意見や適正を基に職種を決められる形式をとっているようである。

4-1-5 入隊時に掲げていた目標はあるか

この質問項目では、7 つある質問項目の中でも最も多様な回答がみられた。唯一みられた 2 人の同意見が「昇進すること」であった。その他にも「3 年は続けたい」、「定年まで続けたい」という勤続年数に関する目標もみられた。その他は、「パイロットになる」、「与えられた任務をしっかりと行う」、「自衛官同士で良い人間関係を築く」などさまざまであった。このように個人によって目標にばらつきが出るのには、各人が入隊する際に選択したコースが関係していると考ええる。そのコースの中でも私が最も特殊であると考えている予備自衛官等制度について以下に記述していく。自衛隊には、入隊といっても幅広い選択肢が存在する。その中でも予備自衛官等制度というのは、国家の緊急事態に備え、より大きな防衛力を日本が必要とした際に急速に召集することのできる予備の防衛力のことである。日本における予備自衛官制度は、1954 年 7 月 1 日に陸上自衛隊発足と共に創設され、2014 年には 60 周年を迎えている。その間 1997 年度には即応予備自衛官制度、2001 年度には予備自衛官補が導入された。この 3 つの制度の違いが理解しやすいように以下に表を示す。

表 4-3 予備自衛官等制度（2017 年度）

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
導入年度	1954 年度	1997 年度	2001 年度
有事の際の役割	第一線部隊が出勤した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就く。	第一線部隊の一員として、現職自衛官と共に任務に就く。	特になし。
召集区分	・防衛召集 ・国民保護等召集 ・災害召集 ・訓練召集	・防衛召集 ・国民保護等召集 ・治安召集 ・災害等召集 ・訓練召集	・教育訓練召集
平時の訓練日数	5 日間/年	30 日間/年	・一般 50 日間/3 年 ・技能 10 日間/2 年
員 数	・ 47,900 人 - 陸自:46,000 人 - 海自: 1,100 人 - 空自:800 人	・ 8,075 人	・ 4,621 人 - 陸自:4,600 人 - 海自: 21 人
処 遇 等	・ 予備自衛官手当 4,000 円/月 ・ 訓練召集手当 8,100 円/日	・ 即応予備自衛官手当 16,000 円/月 ・ 訓練召集手当 14,200～10,400 円/日 ・ 勤続報奨金 120,000 円/1 任期	・ 教育訓練召集手当 7,900 円/日

出典：自衛隊（2017：3）より筆者作成

4-1-6 最もやりがい・苦勞を感じた経験

この質問項目では、やりがいに関して同一意見が多数みられた。反対に、苦勞した経験についてやりがいを感じた経験として捉えている方も多くみられた。そのため、苦勞した経験について具体的に記述した方は少なかった。

やりがいを感じた経験の中でも 8 人は、自身の業務に関する事柄を選択していた。例を出すと、「団体で任務を達成した瞬間」、「防衛省における予算作成や予算要作成業務」等が挙げられる。残りの 2 人は東日本大震災における支援活動について記述していた。また、災害派遣の経験については、インタビューの中でもやりがいを感じる事柄として多数の方が挙げられていた。警察官や消防士などの公安職とは異なり、実際の災害現場における活動が普段から多くあるわけではない自衛隊だからこそ、最後の砦として普段から日本という国を守っているという認識を多数の方が強く実感した経験なのではないかと私は感じた。

また、災害派遣の他に自衛隊では、国際平和協力活動等にも積極的に参加しており、そのような自衛隊ならではの業務が多いことも今回の回答結果が得られた要因であると感じた。

さらに、現在の仕事内容に対する満足度を問うた質問においては 10 人中 10 人が「満足している」という回答をしていた。これは、陸海空自衛隊における幅広い職種の存在から、希望や適正を基に、各個人に見合った職種に所属できていることが関係していると考えられる。さらに、インタビューや今までの自衛隊に関する資料等から、休日や給与面での満足度は非常に高いと考えられる。一般的な公務員と比較しても、自衛隊の福利厚生は特に充実しているという印象を持つことができる。以下には自衛隊の手厚い福利厚生と各種手当等についてまとめた表を示す。

表 4-4 自衛官の福利厚生と各種手当(幹部候補生の場合)

身分	特別職国家公務員
給与	棒給の月額（平成 29 年 1 月 1 日）
	幹部候補生 大卒程度試験合格者 222,000 円
	大卒程度試験合格者(修士課程修了者等) 239,200 円
	院卒者試験合格者 243,100 円
	歯科・薬剤科卒 243,100 円 4 年生薬学部・学科卒 222,000 円
手当	勤務や職種・職域に応じて、住居手当、扶養手当、航空手当、乗組手当、航海手当、地域手当などがある。
昇給	年 1 回
賞与	期末・勤勉手当（ボーナス）:年 2 回（6 月、12 月）
災害補償	公務上の災害または通勤による災害については補償が受けられる。
健康管理	自衛隊病院・医療施設が完備されている。また、共済組合による人間ドック受診の助成制度も存在する。
勤務時間	8：15～17：00（地域差あり）

休日・休暇	週休２日制、祝日、年末年始及び夏季特別休暇、年次休暇などが存在する。
保険	生命共済、団体生命保険、家族団体傷害保険、火災共済などが存在する。
年金等	退職手当、老齢厚生年金、退職等年金給付、若年定年退職者給付金、障害厚生年金、公務災害補償等
住居	官舎等
福利厚生	防衛省共済組合施設（宿泊、野球場、テニスコートなど） その他、提携している保養施設、会員制リゾート、会員制スポーツクラブなどが全国にあり、割安で利用できる。 貯金事業/普通・定額積立・定期貯金 貸付事業/普通・特別・住宅など 物資販売事業/売店・展示即売会など 財産形成貯蓄等/財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄

出典：自衛隊（2017：20）より筆者作成

4-2 私生活

ここではアンケート・インタビューで得た情報を基に、自衛官の方々が私生活においてどのような日常を過ごしているのかについてほんの一部ではあるが、まとめていきたいと思う。

項目１の「学生時代から現在までの家族構成」については有力な情報が得られなかったため、項目２の「親族に自衛官はいたか」の項目で少し触れる程度とする。また、項目４の「結婚しているか」と項目５の「夫・妻は自衛官か」という２つの項目は内容が少しかぶる部分があるため、１つの小題としてまとめたいと思う。また、項目６.７についても同様である。

表 4-5 私生活への質問項目

項目	質問内容
1	学生時代から現在までの家族構成
2	親族に自衛官はいたか
3	休日はどのように過ごしているか
4	結婚しているか
5	夫・妻は自衛官か
6	子供は何人いるか
7	子供を自衛官にしたいと思うか
8	休日や給与面で自衛隊に不満を感じることはあるか
9	私生活でも自衛官同士(事務官同士)での付き合いはあるかどうか

出所：筆者作成

4-2-1 親族に自衛官はいたか

この質問項目では 10 人中 4 人がいるという回答結果が得られた。そのうち 3 人が親族にいる自衛官の勧めが入隊のきっかけとなったそうである。

当初、私の予想では半数以上の自衛官が親族に自衛官が存在しているというものであったが、調査対象者が少数であったこともあり今回の結果は前述の通りであった。

私の私的な話にはなるが、今年度の自衛隊の幹部候補生の試験に合格し、そのことを両親に伝えた際に、入隊することを強く反対された。そのこともあり、親族に自衛官がいない家庭においては、自身の子供が自衛隊に入隊することに不安を感じている家庭が多いのではないかという風に考え、前述のような予想を立てたのである。現在は特に、北朝鮮からの圧力を受けることも増えたため、そのような不安が増大したものと考えられる。実情として自衛官の志願者数は年々減少傾向にあるようである。

4-2-2 休日はどうに過ごしているのか

この質問項目では体育会系である自衛官ならではの回答が多数みられた。ほとんどの方がジョギング、球技等のスポーツ、ドライブ、キャンプ、スキーなどのアウトドアな趣味に時間を費やしていた。他には主に家族とゆっくり家で過ごしていたり、中にはネットサーフィンが趣味という方も存在した。

今回のインタビューの中でも話に多く挙げた内容だが、自衛隊には運動が苦手な人も多くいるが、学生時代に体育会系なスポーツを経験していたという方がやはり多く、休日においても体を動かすという方も多い。私自身、試験前に自衛隊基地内を移動する機会があったが、休暇中の自衛官の方がランニングしている姿を多く目にした。

4-2-3 結婚しているか、夫・妻は自衛官か

回答者のうち、既婚者は 10 人中 9 人であった。その中でも夫・妻が自衛官である方は 2 人であった。今回の調査結果としては配偶者が自衛官であるという方が少ないが、インタビューにおいて聞いた話や、ネットに載っている情報等ではそういったケースが多いとあった。自衛隊というのは集団生活であることから、異性との関係性が深まるという例も少なくないと考えられる。

また、アンケート結果から配偶者の職業は様々なものであることがわかった。例としては、アルバイト・公務員・介護福祉士等が挙げられる。自衛隊に入隊してから結婚するまでは基地内にある独身寮に住む者が多く、外での出会い自体が少ないという風に考えていたが、そうではなかった。また最近では、テレビで自衛隊のお見合い番組を放送した影響もあり、結婚相手の職業としての自衛官のイメージがよくなったという話もある。安定志向の若者が増えたこともあり、福利厚生や各種手当の整っている自衛官という職業は結婚相手の職業として、とても魅力的な職業なのではないだろうか。

4-2-4 子供は何人いるか、子供を自衛官にしたいと思うか

今回の調査対象者には子持ちが少なく、4 人がいると回答した。また、現在子供のいない方の回答も含め、「将来的に子供を自衛官にしたいと思うか」という質問に対しては、「本人の希望による」と「なってもらいたい」という回答が半数ずつであった。やはり、前述した仕事に対する満足度をみても、全員が満足しているという結果であったことから、自身の子供に対しても勧めたいという気持ちが強いのだと考えられる。これは、親族間において自衛隊を勧めるケースが多い裏付けになっていることが予想できる。さらに、自衛官の階級差によっても回答の傾向が変わってくる可能性があると感じた。

4-2-5 休日や給与面で自衛隊に不満を感じることはあるか

この質問に対しては、特に不満を感じていないという意見が多数であった。また、数人の回答者が、若い頃にもっと休みが欲しいと感じたことがあったと回答している。昔は、現在のように福利厚生等が充実していなかったということも要因の一つと考えられる。

やはり、仕事の内容に対する満足度が高いということもあり、それに伴い休日や給与面に対する不満は少ないのであらうと考えられる。

4-2-6 私生活においても自衛官（事務官）同士での付き合いはあるのか

この質問に対しては、付き合いがあると回答した方がほとんどであった。付き合いとして多く挙げられたのは趣味におけるつながりであった。前述にもあった通り、アウトドアな趣味を持つ方が多いため、登山やスキー、釣り、キャンプ等でともに行動することが多いようである。また飲み会も多く開催されるらしく、仕事以外での私的な付き合いが生まれる機会も多いということがわかる。

インタビューの中で聞くことはできなかったが、自衛官同士での結婚も多いことから、自衛官の家族同士が家族ぐるみで仲が良い家庭も多いのではないと思う。

第5章 まとめ

本論文では4章にわたって、自衛隊創設から現在に至るまでの活動や、アンケート調査、自衛官の方々へのインタビューから得た世論の推移、自衛官の実態について考察を加えながら述べてきた。本章では、これまで述べてきた内容のまとめと振り返りを中心に、自身の考察を付け加えていきたいと思う。

1章では、警察予備隊から自衛隊創設までの歴史、また、自衛隊が創設されてからの主な活動内容について取り扱ってきた。そこに加えて、組織の体制として陸海空での活動の違いから職種の違いまで様々な点について記述した。アンケートによって明らかになったことであるが、意外にも自衛隊における職種の幅が広いことについてはあまり知られていないことが明らかとなり、身の回りへの聞き取り調査の中でも、「訓練ばかりしているイメージがある」という方が多数であった。

また、予算と定員の推移についてもみてきたが、近年の予算が大幅な右肩上がりになっているにもかかわらず、人員が増加していないことに私は問題点を感じた。経費の内訳をみても、人件費や糧食費の割合は増加しており、自衛官の待遇は確実に良くなってきているものの、自衛官を志望する若者が減少しているという事実についてである。もちろん、広報官の方々は自衛隊のイメージアップに尽力しているが、若者たちがより自衛官に興味をもてるような広報の場を、より広く設ける必要があるのではないかと思う。

2章では、自衛隊に関する憲法や制度について述べた。内容としては、9条の中身と憲法制定から自衛隊が創設するまでの短い期間における経緯の説明、そして、憲法が制定されてからの世論の推移について表を使ってまとめた。ここでは、9条が制定当初から時代の流れと共に徐々に受け入れられるようになっていった歴史が分かる。現在の安倍政権では、憲法改正の実現を目指しており、実際に自民党における憲法改正推進本部においてその議論の場が開かれている。議論の焦点は「自衛隊の明記」であり、現在の9条1項と2項を維持した上で、自衛隊の存在を規定する条文の追加にとどめるべきであるという意見と戦力の不保持などを規定する9条2項を削除し、自衛隊の目的や性格をより明確化する改正を行うべきだという意見に分かれており、会合では両論を明記するとしたそうである。また、NHKにおける調査では、憲法改正という提案に対して賛成が32%で反対の20%を上回ったとあり、他の機関における同様の調査においても賛成意見が多いものが多数であったため、自衛隊が「違憲である」という議論に終止符を打つ日も遠くはないのではないかと思う。

3章では、教育大生を対象にしたアンケート調査を行い、その中で自衛隊の印象に関する考察を行った。最近では、災害派遣での活躍がメディア等で取り上げられるようになり、一般の人もその動向に注目するようになってきているため、アンケート調査においても自

衛隊に対して好印象を抱いている者が多数という結果となった。内閣府が行った大規模な調査においても前回調査と比較して、好印象を抱いている人の数が増えたことがわかる。また、教育大生を対象とした調査においても同様の結果であった。

4 章では、自衛官に対してインタビューを行い、自衛隊の実態についてまとめ、自身の考察を付け加えた。質問項目は、仕事・私生活の 2 つに分け、その中で気になる点について聞き取りを行った。自衛官は基地内にある宿舎に居住する者が多く、最低限の生活用品なども基地内で揃えることができるため、その生活は基地内を中心に成り立っているといえる。そのため、仕事に対する姿勢がとても前向きであり、私生活においても自衛官同士の付き合いが多いことが分かった。

本論文を通して、自衛官の実態のみでなく、憲法 9 条に関する歴史や自衛官に対する世間一般の印象まで知ることができた。実態としては、現在の自衛隊の福利厚生は他の職業と比べても整っており、待遇についても徐々に良くなってきているということが分かった。しかし、自衛官を志す若者は減少している。これは、現在北朝鮮から圧力を加えられているという報道が絶え間なく起こっている影響もあるであろう。この問題を修復するためにも、日本がこれからの外交において近隣諸国とのより強い協力関係を築いていく必要があると考える。

一方で、自衛隊自体の世間一般の印象は昔と比べても格段と良くなっており、これからの自衛隊に対する期待感も高い傾向にあった。私自身も今回試験を受けたことや、この論文を書いたことによって、自衛隊に対する印象が大きく変わったため、これからも自衛隊が国内外において多様な活躍をし、世間からのより強い信頼を得ることを切に願っている

おわりに

私は自衛官の試験を受験したことをきっかけに自衛隊という職業の特殊性に興味をもち、本論文を書く決断をした。受験するまでは自衛隊に関する知識がほとんどと言っても良いほどなく、日頃の仕事内容や国際的な活動内容についても具体的な部分までは理解していなかった。受験での合格をきっかけに本来立ち入ることのできない東京千代田区市ヶ谷にある防衛省の見学をしたことや、本論文の作成のためにとった学内でのアンケート調査、自衛官の方々へのインタビューはとても貴重な経験であった。自衛隊は創設当初からその存在について「違憲なのではないか」という意見が飛び交い、現在においてもなお存否をめぐる議論がなくなったわけではない。しかし、災害派遣はもとより 1992 年に行ったカンボジアにおける PKO 活動をきっかけに始まった国際平和協力活動における活躍によって好印象を抱くようになった者も少なくないだろう。私自身も自衛隊が戦争をするための組織ではなく国を守る最後の砦であり、その存在自体が国際紛争の抑止力になっているということを改めて考えさせられた。

私は来年度から旭川消防において働く身であり、自衛隊ほど大規模ではないが人命に関わる仕事に携わることになるため、同業者として自衛隊が国内外でこれからも大きな任務を成功させ、少しでも多くの人々の心の支えとなるような存在になることを期待していると思う。

謝辞

本論文を作成するにあたり、ご協力してくださった旭川地方協力本部の皆様や学生その他の皆様に心より感謝申し上げます。

本論文は、私自身による見解、解釈等が含まれているため、若干の意見、ニュアンスの違いがあることをご了承いただければと思います。

そして、本論文作成当初からご指導頂いていた角一典先生には、大変ご多忙の中、論文指導をして頂いたことに心より感謝致します。

参考文献

- ・ 航空自衛隊, 2017, 『日本の空を守りつづける。』 防衛省航空自衛隊.
- ・ 佐藤明広, 2015, 『自衛隊史論～政・官・軍・民の 60 年～』 吉川弘文館.
- ・ 自衛隊, 2017, 『一般曹候補生募集案内』 防衛省.
- ・ 自衛隊, 2017, 『ガイダンス A 自衛官募集』 防衛省.
- ・ 自衛隊家族会, 2017, 『DEFENSE WORLD』 公益社団法人自衛隊家族会.
- ・ 大臣官房会計課・整備計画防衛計画課, 2016 年, 『我が国の防衛と予算』 防衛省.
- ・ 畠基晃, 2006, 『憲法 9 条～研究と議論の最前線～』 青林書院.

参照 HP

- ・ 海上自衛隊 HP

<http://www.mod.go.jp/msdf/>

- ・ 航空自衛隊 HP

<http://www.mod.go.jp/asdf/>

- ・ 自衛隊静岡協力本部 HP

<http://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/>

- ・ 首相官邸 HP

<http://www.kantei.go.jp/>

- ・ 朝雲新聞社 HP

<http://www.asagumo-news.com/techou-pc2016/teiin-suii2013/teiin-suii2013.html>

- ・ 防衛省 HP

<http://www.mod.go.jp/>

- ・ 陸上自衛隊 HP

<http://www.mod.go.jp/gsdf/>

- ・ NHK NEWS WEB

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kenpou70/index.html>